

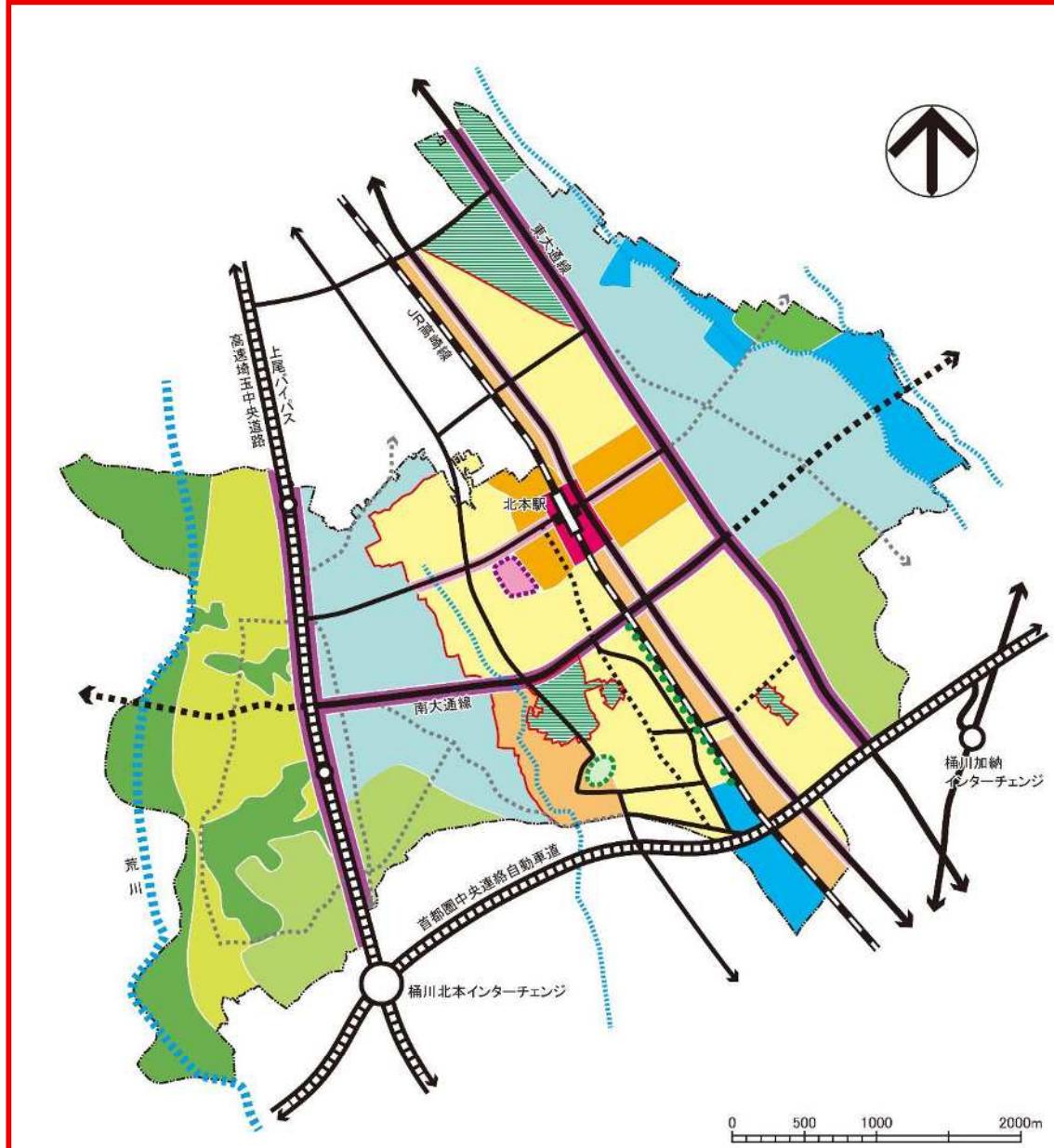
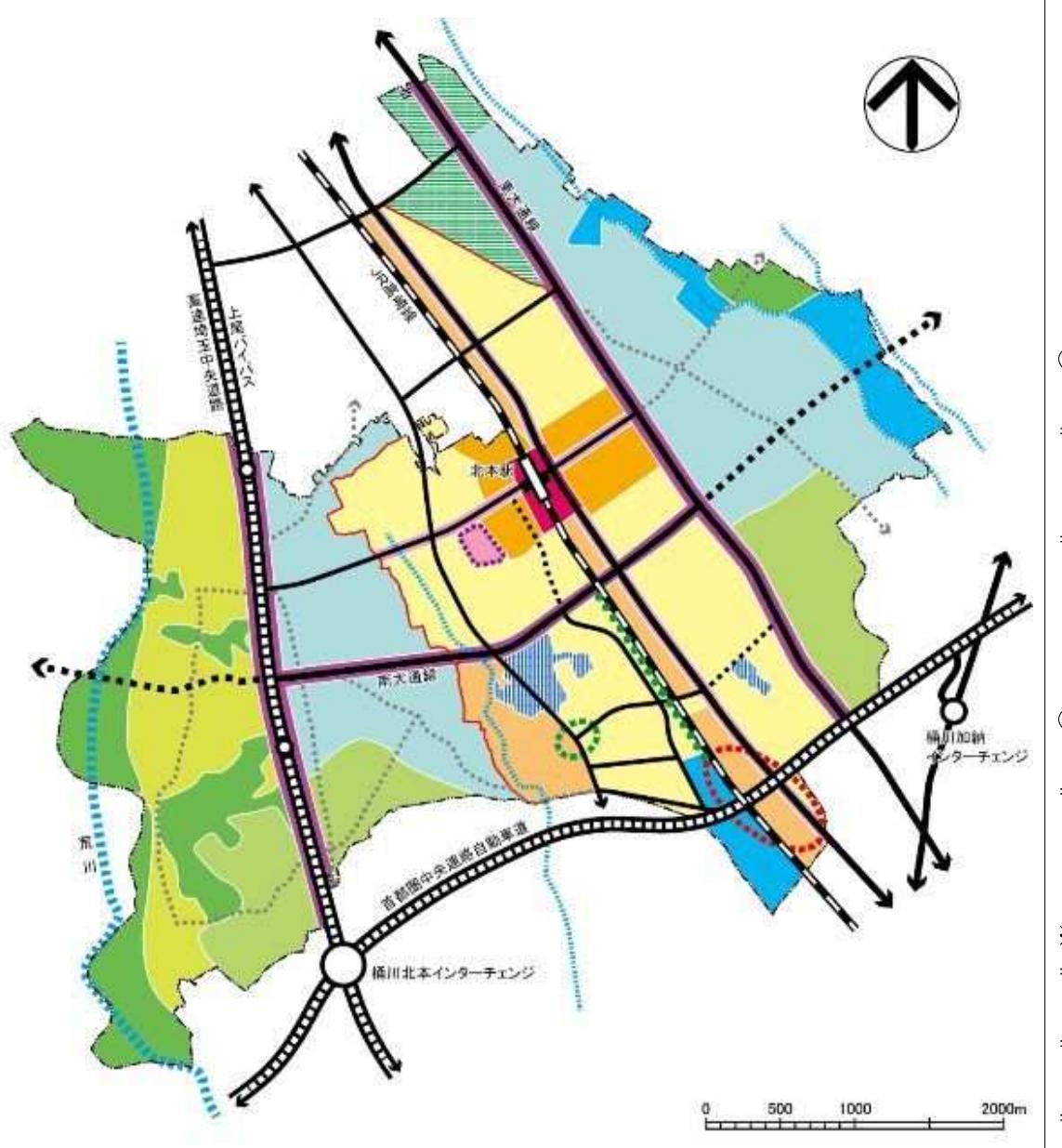
新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>第4章 全体構想</p> <p>4-1 土地利用の方針</p> <p>市民アンケート調査（平成30年度）によれば、土地利用に関しては、住宅地における良好な住環境の形成と北本駅駅前等の商業機能の充実が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、本市が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を基に土地利用を誘導していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方方に立ち、公共交通に支えられたコンパクトかつ利便性の高い都市づくりを目指します。 ● 現況の土地利用を基本としつつ、都市ストックを効率的に活用し、人口減少の抑制や多様な住宅ニーズ等に対応する柔軟な土地利用を進めます。 ● 北本の個性を生かし「選択されるまち」となるために、景観法に基づく北本市景観計画の策定も検討しながら、まちの景観形成及び環境や人に優しいまちづくり等、質重視の視点を強化します。 		<p>第4章 全体構想</p> <p>4-1 土地利用の方針</p> <p>市民アンケート調査によれば、土地利用に関しては、住宅地における良好な住環境の形成と北本駅駅前等の商業機能の充実が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、北本市が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針をもとに土地利用を誘導していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンパクト・プラス・ネットワークの考え方方に立ち、公共交通に支えられたコンパクトかつ利便性の高い都市づくりを目指します。 ● 現況の土地利用を基本としつつ、都市ストックを効率的に活用し、人口減少の抑制や多様な住宅ニーズ等に対応する柔軟な土地利用を進めます。 ● 北本の個性を生かし「選択されるまち」となるために、まちの景観形成及び環境や人に優しいまちづくり等、質重視の視点を強化します。 	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
32	<p>(1) 住宅地域</p> <p>本市における将来住宅市街地は、低層住宅を中心とした土地利用を基本とします。</p> <p>地区計画・建築協定や北本市まちづくり条例等を活用し、宅地まわりの緑化、まちなみの調和と統一等、快適で魅力ある住環境の創出を推進し、「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」の実現を図ります。</p> <p>多世代居住や持ち家への誘導等による定住を促進するために、住宅事情に合わせた第一種低層住居専用地域の容積率緩和等の用途地域の見直しを検討します。また、地域内の遊休地や空き地、空き家を活用し、効率的な土地利用を推進します。</p> <p>高齢化の進行や商店の減少等社会情勢の変化に伴い、日常生活に必要な物品の買い物が困難となる「買い物弱者」が増加することに対しては、第一種低層住居専用地域の主要な生活道路の沿道等において、徒步圏に店舗等の立地を可能とするため、主要な道路沿線の用途地域の見直しについて検討します。</p> <p>利便性の高い住宅地づくりのために、必要に応じ、区画道路や住区基幹公園等の整備を進めます。</p> <p>既存の中層集合住宅が立地する北本団地及びその周辺については、中高層住宅の立地を誘導する地域とします。<u>(削除)</u> 駅周辺やJR高崎線と中山道に挟まれた地域についても中高層住宅を誘導します。</p>	27	<p>(1) 住宅地域</p> <p>北本市における将来住宅市街地は、低層住宅を中心とした土地利用を基本とします。</p> <p>地区計画・建築協定や北本市まちづくり条例等を活用し、宅地まわりの緑化、まちなみの調和と統一等、快適で魅力ある住環境の創出を推進し、「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」の実現を図ります。</p> <p>多世代居住や持ち家への誘導等による定住を促進するために、住宅事情に合わせた第一種低層住居専用地域の容積率緩和等の用途地域の見直しを検討します。また、地域内の遊休地や空き地、空き家を活用し、効率的な土地利用を推進します。</p> <p>高齢化の進行や商店の減少など社会情勢の変化に伴い、日常生活に必要な物品の買い物が困難となる「買い物弱者」が増加することに対しては、第一種低層住居専用地域の主要な生活道路の沿道等において、徒步圏に店舗等の立地を可能とするため、主要な道路沿線の用途地域の見直しについて検討します。</p> <p>利便性の高い住宅地づくりのために、必要に応じ、区画道路や住区基幹公園等の整備を進めます。</p> <p>既存の中層集合住宅が立地する北本団地及びその周辺については、中高層住宅の立地を誘導する地域とします。</p> <p>更に、駅周辺やJR高崎線と中山道に挟まれた地域についても中高層住宅を誘導します。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒景観計画の策定を検討する方針を明示</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>また、市街化区域内には比較的大規模な生産緑地が多く残っています。これらの生産緑地については、地権者の協力を得ながら、市街地の貴重な緑として位置づけ、その保全や有効活用に努めます。</p>  <p style="text-align: center;">市街地にある生産緑地</p>		<p>また、市街化区域内には比較的大規模な生産緑地が多く残っています。これらの生産緑地については、地権者の協力を得ながら、市街地の貴重な緑として位置づけ、その保全や有効活用に努めます。</p>  <p style="text-align: center;">市街地にある生産緑地</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え
	(削除)		<p><u>現在実施している久保土地区画整理事業は、区域内に存在する貴重な史跡（デノタメ遺跡）の保存方法、活用方針を早急に検討し、事業内容の発展的な見直しを行います。</u></p>	*表現の精査・見直し ⇒久保土地区画整理事業に関する記載は、P24（市街地形成推進ゾーン）に集約
33	<p>(2) 商業地域</p> <p>① 北本駅周辺地域</p> <p>北本駅周辺商業地については、<u>「コンパクト・プラス・ネットワーク」</u>の都市づくりの中核として、駅東西の機能連携を図りながら、中心商業地域としての商業等の都市機能の充実と利便性の向上を図るとともに、用途地域<u>の見直し</u>についても検討します。</p> <p>さらに、魅力ある商業業務地の形成や地域の活性化のために、空き店舗や空き家等の都市ストックを有効に活用し、民間事業者等と連携したリノベーションまちづくりを推進します。</p> <p>また、<u>本市</u>の鉄道による玄関口であることから、<u>本市</u>を象徴する景観づくりを積極的に進めています。</p>	28	<p>(2) 商業地域</p> <p>① 北本駅周辺地域</p> <p>北本駅周辺商業地については、<u>コンパクト・プラス・ネットワーク</u>の都市づくりの中核として、駅東西の機能連携を図りながら、中心商業地域としての商業等の都市機能の充実と利便性の向上を図るとともに、用途地域についても検討します。</p> <p>さらに、魅力ある商業業務地の形成や地域の活性化のために、空き店舗や空き家等の都市ストックを有効に活用し、民間事業者等と連携したリノベーションまちづくりを推進します。</p> <p>また、<u>北本市</u>の鉄道による玄関口であることから、<u>北本市</u>を象徴する景観づくりを積極的に進めています。</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え *表現の精査・見直し
	(削除)		<p>② 交通・交流拠点地区</p> <p><u>交通・交流拠点地区については、駅等の可能性について検討するとともに、商業・業務機能の誘導による、活気あふれるまちづくりを行うことを目指します。</u></p>	①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における交通・交流拠点地区の位置付け見直しに伴い、同地区に関する記載を削除
	<p>③ 都市型複合地域</p> <p>北本駅周辺商業地の外側については、生活利便性や土地利用ポテンシャルを活用し、環境上の配慮を図りつつ、沿道商業施設や中高層住宅、低層住宅等の複合した都市型複合地域として位置づけます。また、必要に応じ用途地域の見直しを検討します。</p>		<p>北本駅周辺商業地の外側については、生活利便性や土地利用ポтенシャルを活用し、環境上の配慮を図りつつ、沿道商業施設や中高層住宅、低層住宅等の複合した都市型複合地域として位置づけます。また、必要に応じ用途地域の見直しを検討します。</p>	*表現の精査・見直し

新 本文	旧 本文	改定理由	
頁	頁		
<p>③ 沿道商業地域・幹線沿道サービス地域</p> <p>(都) 東大通線（国道 17 号）及び（都）南大通線の沿道については、都市景観に配慮しつつ、自動車利用型の沿道サービス機能等を誘導していきます。</p> <p>(都) 中央通線、(都) 西中央通線及び(都)仲仙道の沿道については、立地条件を生かした商業機能等を誘導します。</p> <p>西部地域の上尾道路沿道については、沿道サービス機能の立地需要が高まると思定されるため、豊かな自然・歴史環境に配慮し、市の地域活性化に資する道の駅等の物販施設や観光施設等を誘導していきます。</p> <p>また、地産地消の拠点施設である北本市農業ふれあいセンターについて、市民交流の拠点としての役割を充実します。</p>	<p>④ 沿道商業地域・幹線沿道サービス地域</p> <p>(都) 東大通線（国道 17 号）及び（都）南大通線の沿道については、都市景観に配慮しつつ、自動車利用型の沿道サービス機能等を誘導していきます。</p> <p>(都) 中央通線、(都) 西中央通線及び(都)仲仙道の沿道については、立地条件を生かした商業機能等を誘導します。</p> <p>西部地域の上尾道路沿道については、沿道サービス機能の立地需要が高まると思定されるため、豊かな自然・歴史環境に配慮し、市の地域活性化に資する道の駅等の物販施設や観光施設等を誘導していきます。</p> <p>また、地産地消の拠点施設である北本市農業ふれあいセンターについて、市民交流の拠点としての役割を充実します。</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え	
34	<p>(3) 工業地域</p> <p>工業地域については、原則として既存の工業施設の分布や工業系用途地域での配置を維持していきます。</p> <p>市北部の工業系地域については住宅系の土地利用が進行してきていることから、将来において既存工業等との環境上の調和のもとで、住宅系への土地利用の誘導を推進していきます。</p>	<p>(3) 工業地域</p> <p>工業地域については、原則として既存の工業施設の分布や工業系用途地域での配置を維持していきます。</p> <p>市北部の工業系地域については住宅系の土地利用が進行してきていることから、将来において既存工業等との環境上の調和のもとで、住宅系への土地利用の誘導を推進していきます。</p>	-
	<p>(4) その他</p> <p>① 行政・文化拠点地区</p> <p>北本市役所、北本市文化センター周辺については、行政、文化、コミュニティ機能の拠点として、その利便性向上に努めます。</p>	<p>(4) その他</p> <p>① 行政・文化拠点地区</p> <p>北本市役所、北本市文化センター周辺については、行政、文化、コミュニティ機能の拠点として、その利便性向上に努めます。</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え
	<p>② 環境保全・交流地区</p> <p>貴重な歴史的資産である<u>国指定史跡「デーノタメ遺跡」</u>については、その魅力を最大限に活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。</p>	<p>② 環境保全・交流地区</p> <p>貴重な歴史的資産である<u>デーノタメ遺跡</u>については、その魅力を最大限に活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。</p>	※表現の精査・見直し

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	(5) 市街化調整区域 ① 工業地域 朝日4丁目地区には、周辺に現存する工業施設との一体的な産業エリアの構築を目指して、工業、流通、業務系の産業施設を誘致するとともに、市街化区域への編入も視野に入れた土地利用の推進について検討していきます。		(5) 市街化調整区域 ① 工業地域 朝日4丁目地区には、周辺に現存する工業施設との一体的な産業エリアの構築を目指して、工業、流通、業務系の産業施設を誘致するとともに、市街化区域への編入も視野に入れた土地利用の推進について検討していきます。	-
35	② インターチェンジ周辺地域 圏央道桶川北本インターチェンジ及び桶川加納インターチェンジ周辺 <u>地域</u> には、既存の北里大学メディカルセンターや医療研究所、産業施設等が配置されていることを考慮し、豊かな田園環境と調和した医療・研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる工業、 <u>流通業務系</u> の産業施設の誘致を推進します。 また、未利用農地が多く見られる地域では、地域に必要な都市施設の整備について検討します。  <p>桶川北本インターチェンジ周辺 写真：国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所より提供</p>	30	② インターチェンジ周辺地域 圏央道桶川北本インターチェンジ及び桶川加納インターチェンジ周辺 <u>地区</u> には、既存の北里大学メディカルセンターや医療研究所、産業施設等が配置されていることを考慮し、豊かな田園環境と調和した医療・研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる工業、 <u>流通、業務系</u> の産業施設の誘致を推進します。 また、未利用農地が多く見られる地域では、地域に必要な都市施設の整備について検討します。  <p>桶川北本インターチェンジ周辺 (平成24年7月撮影)</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え ※表現の精査・見直し
	③ 土地利用検討・誘導地域 <u>中丸6丁目、緑3丁目、下石戸1丁目の市街化調整区域は、旧暫定逆線引き制度が廃止され、都市計画変更を行った際、地元の強い営農意欲を受け、用途地域の廃止を行った<u>地区</u>です。しかし、これらの地区は市街化区域に囲まれており、特に下石戸1丁目地区は地区内を（都）西仲通線が通る計画があること等から、地元との合意形成を進め、土地利用を有効的に進める必要があります。</u>		③ 土地利用検討地域 <u>中丸6丁目、緑3丁目、下石戸1丁目の市街化調整区域は、旧暫定逆線引き制度が廃止され、都市計画変更を行った際、地元の強い営農意欲を受け、用途地域の廃止を行った<u>地域</u>です。</u>	①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を踏まえて、「土地利用検討地域」、「土地利用誘導地域」を「土地利用検討・誘導地域」に統合
	<u>中丸6丁目の市街化調整区域については、低層低密度の住宅地形成を基本とし、道路等の公共施設整備と一体となった居住環境の整備が必要です。緑3丁目、下石戸1丁目の市街化調整区域については、幹線道路が通過・交差し、住宅や緑地を有する高いポテンシャルを活かしつつ、集落地の居住環境を保全、整備していく必要があります。両地区では、既存集落の保全を図りつつ、都市基盤施設を整備し、新たな土地利用やまちづくりを進めています。</u>		<u>この地域については、既存集落の保全や環境整備を図りつつ、新たな土地利用やまちづくりについて検討していきます。</u>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒台原・中丸南地区の土地利用可能性検討調査実施の背景を明示
	<u>(削除)</u> 北部の深井地域については、農地、住宅地と商業施設や工業施設等が共存できるよう土地利用の誘導を図り、特色ある拠点形成を目指します。このうち深井3～7丁目一帯の市街化調整区域については、国道17号が縦断し、南北を市街化区域に囲まれており、市街化圧力が高いとともに、既存工業等の集積も見られます。そのため、 <u>地区計画</u> 等を活用した新たなまちづくりを進めます。		④ 土地利用誘導地域 北部の深井地域については、農地、住宅地と商業施設や工業施設等が共存できるよう土地利用の誘導を図り、特色ある拠点形成を目指します。 このうち深井3～7丁目一帯の市街化調整区域については、国道17号が縦断し、南北を市街化区域に囲まれており、市街化圧力が高いとともに、既存工業等の集積もみられます。そのため、 <u>土地利用誘導地域として、まちづくりルール</u> 等を活用した新たなまちづくりを進めます。	※表現の精査・見直し

新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
<p>④ 土地利用調整地域</p> <p>土地利用調整地域は、田園環境と既存集落や住宅開発地との混在が見られる地域です。既存集落については、生活道路、公園等、居住環境の向上を図ります。後継者不足等による未利用農地については、土地の利活用について検討します。その他の地域については、地域の環境に影響を与えるような新たな開発を抑制していきます。</p>  <p>市街化調整区域に広がる農地</p>	<p>⑤ 土地利用調整地域</p> <p>土地利用調整地域は、田園環境と既存集落や住宅開発地との混在がみられる地域です。既存集落については、生活道路、公園等、居住環境の向上を図ります。後継者不足等による未利用農地については、土地の利活用について検討します。その他の地域については、地域の環境に影響を与えるような新たな開発を抑制していきます。</p>  <p>市街化調整区域に広がる農地</p>	※表現の精査・見直し
<p>⑤ 自然環境保全地域</p> <p>上尾道路より西側の荒川沿いの自然環境保全地域については、豊かな自然環境の保全を基本とします。</p> <p>ただし、荒川や北本自然観察公園、<u>北本市野外活動センター</u>、高尾さくら公園、北本水辺プラザ公園等の公園・緑地等は、<u>本市</u>を特徴づける地域の一つであることから、保全を基本としつつ、この環境を活用できるように、アクセス道路の改善や自然とのふれあいの機能の充実を図っていきます。</p>  <p>北本自然観察公園</p>	<p>⑥ 自然環境保全地域</p> <p>上尾道路より西側の荒川沿いの自然環境地域については、豊かな自然環境の保全を基本とします。</p> <p>ただし、荒川や北本自然観察公園、高尾さくら公園、北本水辺プラザ公園等の公園・緑地等、<u>本市</u>を特徴づける地域の一つであり、保全を基本としつつ、この環境を活用できるように、アクセス道路の改善や自然とのふれあいの機能の充実を図っていきます。</p>  <p>北本自然観察公園</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒北本市野外活動センターを追加</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

新 本文	旧 本文	改定理由																																																						
頁	頁																																																							
<p>土地利用方針図</p>  <p>37</p> <p>凡例</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>北本駅周辺地域</td> <td>行政・文化拠点地区</td> <td>広域幹線道路</td> </tr> <tr> <td>沿道商業地域</td> <td>環境保全・交流地区</td> <td>都市幹線道路（都計道）</td> </tr> <tr> <td>都市型複合地域</td> <td>インターチェンジ周辺地域</td> <td>都市幹線道路（都計道以外）</td> </tr> <tr> <td>中高層住宅地域</td> <td>土地利用検討・誘導地域</td> <td>地区幹線道路（都計道）</td> </tr> <tr> <td>低層住宅地域</td> <td>土地利用調整地域</td> <td>地区幹線道路（都計道以外）</td> </tr> <tr> <td>幹線沿道サービス地域</td> <td>自然環境保全地域</td> <td>市街化調整区域の主要道路</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>公園・緑地</td> <td>鉄道</td> </tr> <tr> <td>緑地帯</td> <td></td> <td>市街化区域</td> </tr> <tr> <td>河川・水路</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	北本駅周辺地域	行政・文化拠点地区	広域幹線道路	沿道商業地域	環境保全・交流地区	都市幹線道路（都計道）	都市型複合地域	インターチェンジ周辺地域	都市幹線道路（都計道以外）	中高層住宅地域	土地利用検討・誘導地域	地区幹線道路（都計道）	低層住宅地域	土地利用調整地域	地区幹線道路（都計道以外）	幹線沿道サービス地域	自然環境保全地域	市街化調整区域の主要道路	工業地域	公園・緑地	鉄道	緑地帯		市街化区域	河川・水路			<p>土地利用方針図</p>  <p>32</p> <p>凡例</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>北本駅周辺地域</td> <td>交通・交流拠点地区</td> <td>広域幹線道路</td> </tr> <tr> <td>沿道商業地域</td> <td>行政・文化拠点地区</td> <td>都市幹線道路（都計道）</td> </tr> <tr> <td>都市型複合地域</td> <td>環境保全・交流地区</td> <td>都市幹線道路（都計道以外）</td> </tr> <tr> <td>中高層住宅地域</td> <td>インターチェンジ周辺地域</td> <td>地区幹線道路（都計道）</td> </tr> <tr> <td>低層住宅地域</td> <td>土地利用検討地域</td> <td>地区幹線道路（都計道以外）</td> </tr> <tr> <td>幹線沿道サービス地域</td> <td>土地利用誘導地域</td> <td>市街化調整区域の主要道路</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>土地利用調整地域</td> <td>鉄道</td> </tr> <tr> <td>緑地帯</td> <td>自然環境保全地域</td> <td>市街化区域</td> </tr> <tr> <td>河川・水路</td> <td>公園・緑地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	北本駅周辺地域	交通・交流拠点地区	広域幹線道路	沿道商業地域	行政・文化拠点地区	都市幹線道路（都計道）	都市型複合地域	環境保全・交流地区	都市幹線道路（都計道以外）	中高層住宅地域	インターチェンジ周辺地域	地区幹線道路（都計道）	低層住宅地域	土地利用検討地域	地区幹線道路（都計道以外）	幹線沿道サービス地域	土地利用誘導地域	市街化調整区域の主要道路	工業地域	土地利用調整地域	鉄道	緑地帯	自然環境保全地域	市街化区域	河川・水路	公園・緑地		<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画の土地利用構想を反映し、「交通・交流拠点地区」を削除 ⇒「土地利用検討地域」「土地利用誘導地域」を統合し「土地利用検討・誘導地域」に変更</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒都市計画変更に伴い、都市計画道路西仲通線及び南2号線の線形を変更</p> <p>※表現の精査・見直し ⇒「環境保全・交流地区」の凡例を変更 ⇒道路網の実態を反映し、南北通りを追加 ⇒都市計画道路西仲通線からの線形を市外まで延長 ⇒市街化区域の線を追加</p>
北本駅周辺地域	行政・文化拠点地区	広域幹線道路																																																						
沿道商業地域	環境保全・交流地区	都市幹線道路（都計道）																																																						
都市型複合地域	インターチェンジ周辺地域	都市幹線道路（都計道以外）																																																						
中高層住宅地域	土地利用検討・誘導地域	地区幹線道路（都計道）																																																						
低層住宅地域	土地利用調整地域	地区幹線道路（都計道以外）																																																						
幹線沿道サービス地域	自然環境保全地域	市街化調整区域の主要道路																																																						
工業地域	公園・緑地	鉄道																																																						
緑地帯		市街化区域																																																						
河川・水路																																																								
北本駅周辺地域	交通・交流拠点地区	広域幹線道路																																																						
沿道商業地域	行政・文化拠点地区	都市幹線道路（都計道）																																																						
都市型複合地域	環境保全・交流地区	都市幹線道路（都計道以外）																																																						
中高層住宅地域	インターチェンジ周辺地域	地区幹線道路（都計道）																																																						
低層住宅地域	土地利用検討地域	地区幹線道路（都計道以外）																																																						
幹線沿道サービス地域	土地利用誘導地域	市街化調整区域の主要道路																																																						
工業地域	土地利用調整地域	鉄道																																																						
緑地帯	自然環境保全地域	市街化区域																																																						
河川・水路	公園・緑地																																																							

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	4-2 安全・安心まちづくりの方針		4-2 安全・安心まちづくりの方針	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更 ※表現の精査・見直し
38	<p>防災・防犯まちづくりについては、市民アンケート調査（平成30年度）でも多くの人が重要と認識されている項目です。防災・防犯まちづくりの中では、避難地の整備及び避難路の確保と犯罪の起こりにくい市街地環境の形成が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、本市が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を基に安全・安心まちづくりを推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「北本市地域防災計画」（令和6年3月改訂）の考え方を踏まえ、防災拠点や緊急輸送道路・避難路の確保を図るとともに、都市（建築物・道路・橋梁等）の耐震性の強化、河川・雨水排水施設の整備による浸水被害の抑止を進めます。また、生活道路、オープンスペース、建築物、緑等、日常的な空間の中での防災空間の確保を進めます。 ●犯罪抑止につながるよう、個々の建物や市街地の改善を図り、防犯性の高いまちづくりを進めます。 ●ユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての人が安全で快適に移動できる都市づくりを進め、共生社会の実現を目指します。 	33	<p>防災・防犯まちづくりについては、市民アンケート調査でも多くの人が重要と認識されている項目です。防災・防犯まちづくりのなかでは、避難地の整備と避難路の確保と犯罪の起こりにくい市街地環境の形成が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、北本市が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針をもとに安全・安心まちづくりを推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「北本市地域防災計画」（平成29年3月策定）の考え方を踏まえ、防災拠点や緊急輸送道路・避難路の確保を図るとともに、都市（建築物・道路・橋梁等）の耐震性の強化、河川・雨水排水施設の整備による浸水被害の抑止を進めます。また、生活道路、オープンスペース、建築物、みどり等、日常的な空間の中での防災空間の確保を進めます。 ●犯罪抑止につながるよう、個々の建物や市街地の改善を図り、防犯性の高いまちづくりを進めます。 ●ユニバーサルデザインの考え方に基づき、すべての人が安全で快適に移動できる都市づくりを進め、共生社会の実現を目指します。 	①上位・関連計画との整合性確保 ⇒北本市地域防災計画の改訂を反映 ※表現の精査・見直し
	(1) 防災まちづくりの整備方針		(1) 防災まちづくりの整備方針	※表現の精査・見直し
	<p>本市は東西に農地・自然地を主体とした市街化調整区域が広がっており、防災的に大きな緩衝地域を形成しているといえます。しかし、市街化区域内の一部には、道路、公園等の都市基盤施設が不十分な地区や、市街地としての密集度の高い地区もあり、防災上の課題は多くあります。</p> <p>そのため、以下のような防災まちづくりの推進を図ります。</p>		<p>北本市は東西に農地・自然地を主体とした市街化調整区域が広がっており、防災的に大きな緩衝地域を形成しているといえます。しかし、市街化区域内の一部には、道路、公園等の都市基盤施設が不十分な地区や、市街地としての密集度の高い地区もあり、防災上の課題は多くあります。</p> <p>そのため、以下のような防災まちづくりの推進を図ります。</p>	

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>① 防災拠点、緊急輸送道路、避難路の確保</p> <p>市街地において、大規模災害から市民を守るために、防災拠点や緊急輸送道路、避難路の確保が重要です。</p> <p>●防災拠点の整備</p> <p>防災拠点は、広域的な避難地、防災物資の備蓄・供給地、防災情報の受発信拠点等として位置づけられるものであり、耐震・耐火等の防災機能の向上を図ります。</p> <p>以下の施設を<u>本市</u>全体の防災活動の中心となる拠点施設と位置づけ、その機能強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災中枢拠点：市役所（市役所が被災した場合の第一候補は北本市文化センター） ・消防活動拠点：北本消防署、北本東分署、各消防団待機施設等 ・自衛隊拠点：北本総合公園 ・避難拠点：広域避難所 14 か所 ・物資集配拠点：北本市文化センター、北本市役所、北本中学校 ・緊急輸送拠点：北本中学校、北本スポーツセンター 		<p>① 防災拠点、緊急輸送道路、避難路の確保</p> <p>市街地において、大規模災害から市民を守るために、防災拠点や緊急輸送道路、避難路の確保が重要です。</p> <p>●防災拠点の整備</p> <p>防災拠点は、広域的な避難地、防災物資の備蓄・供給地、防災情報の受発信拠点等として位置づけられるものであり、耐震・耐火等の防災機能の向上を図ります。</p> <p>以下の施設を<u>北本市</u>全体の防災活動の中心となる拠点施設と位置づけ、その機能強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災中枢拠点：市役所（市役所が被災した場合の第一候補は北本市文化センター） ・消防活動拠点：北本消防署、北本東分署、各消防団待機施設等 ・自衛隊拠点：北本総合公園 ・避難拠点：広域避難所 14 か所 ・物資集配拠点：北本市文化センター、北本市役所、北本中学校 ・緊急輸送拠点：北本中学校、北本スポーツセンター 	※表現の精査・見直し
39	<p>また、「北本市地域防災計画」（令和6年3月改訂）に定められている避難所（福祉避難所・地域避難所）についても災害時の一次、二次的避難場所として整備を図り、上記防災拠点との連携を図ります。</p> <p>●緊急輸送道路、避難路の整備</p> <p>コミュニティと防災拠点をつなぐ緊急輸送道路や避難路は、骨格的な都市計画道路を中心として、緊急物資の輸送や住民等の避難、火災の焼止まり線としての役割を担います。</p> <p>(削除)</p> <p>「県指定の緊急輸送道路」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次特定緊急輸送道路…国道 17 号、上尾道路、圏央道 ・第二次緊急輸送道路…<u>上尾道路</u>、東松山桶川線、さいたま鴻巣線、鴻巣桶川さいたま線、下石戸上菖蒲線 <p>「市指定の緊急輸送道路」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市道 25 号線、市道 6292 号線、市道 6299 号線、市道 6300 号線、市道 6313 号線、市道 6327 号線、市道 6360 号線、市道 4161 号線</u> <p>緊急輸送道路については、道路の耐震性の向上、沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化等に努めます。</p> <p>避難路については、避難所の指定に伴い、市街地状況に応じて確保に努めます。また、指定緊急避難場所への避難路についても、選定した上で住民への周知徹底に努めます。</p>	34	<p>また、「北本市地域防災計画」（平成 29 年 3 月策定）に定められている避難所（福祉避難所・地域避難所）についても災害時の一次、二次的避難場所として整備を図り、上記防災拠点との連携を図ります。</p> <p>●緊急輸送道路、避難路の整備</p> <p>コミュニティと防災拠点をつなぐ緊急輸送道路や避難路は、骨格的な都市計画道路を中心として、緊急物資の輸送や住民等の避難、火災の焼止まり線としての役割を担います。</p> <p>「北本市地域防災計画」（平成 29 年 3 月策定）では、下記の路線を緊急輸送道路に指定しています。</p> <p>「県指定の緊急輸送道路」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次特定緊急輸送道路…国道 17 号、上尾道路、圏央道 ・第二次緊急輸送道路…東松山桶川線、さいたま鴻巣線、鴻巣桶川さいたま線、下石戸上菖蒲線 <p>「市指定の緊急輸送道路」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市道 6 号線、市道 12 号線、市道 13 号線等、市道の 25 路線</u> <p>緊急輸送道路については、道路の耐震性の向上、沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化等に努めます。</p> <p>避難路については、避難所の指定に伴い、市街地状況に応じて確保に努めます。また、指定緊急避難場所への避難路についても、選定したうえで住民への周知徹底に努めます。</p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒北本市地域防災計画の改訂を反映</p> <p>②市の関連施策との整合性確保 ⇒最新の緊急輸送道路指定状況を反映</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>② 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>都市レベルの広域的拠点や幹線道路の整備とともに、コミュニティレベルでの防災性の向上が重要です。</p> <p>そのため、生活道路、住区基幹公園・広場、樹林地等のオープンスペースの整備・保全、建築物の耐震化・不燃化、河川や雨水排水施設の整備・保全等、災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>●生活道路・オープンスペースの整備</p> <p>スプロール的に市街化した地区については、新たな面的整備は困難であり、建築物の個別更新等により、区画道路の拡幅・ネットワーク化、小規模な公園・広場等オープンスペースの整備により、住環境整備、防災空間整備を図ります。</p>		<p>② 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>都市レベルの広域的拠点や幹線道路の整備とともに、コミュニティレベルでの防災性の向上が重要です。</p> <p>そのため、生活道路、住区基幹公園・広場、樹林地等のオープンスペースの整備・保全、建築物の耐震化・不燃化、河川や雨水排水施設の整備・保全等、災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>●生活道路・オープンスペースの整備</p> <p>スプロール的に市街化した地区については、新たな面的整備は困難であり、建築物の個別更新等により、区画道路の拡幅・ネットワーク化、小規模な公園・広場等オープンスペースの整備により、住環境整備、防災空間整備を図ります。</p>	-
40	<p>●建築物の共同化等による安全な市街地の形成</p> <p>特に市街化の密集度が高い地区や土地の高度利用のポテンシャルが高い地区については、敷地や建築物の共同化等を行い、小規模なオープンスペース（公開空地等）の創出や耐火耐震性の高い建築物への誘導も検討し、災害に強い環境の形成を進めます。</p>	35	<p>●建築物の共同化等による安全な市街地の形成</p> <p>特に市街化の密集度が高い地区や土地の高度利用のポテンシャルが高い地区については、敷地や建築物の共同化等を行い、小規模なオープンスペース（公開空地等）の創出や耐火耐震性の建築物への誘導も検討し、災害に強い環境の形成を進めます。</p>	※表現の精査・見直し
	<p>●緑による防災性の向上</p> <p>火災時には、公園の樹木や宅地の庭木等は延焼防止・遅延効果があります。また、生垣はブロック塀と異なり、地震時においても危険が少なく、安全な避難空間としても有効です。したがって、防災面からも緑豊かな環境形成を図るものとします。</p>		<p>●みどりによる防災性の向上</p> <p>火災時には、公園の樹木や宅地の庭木等は延焼防止・遅延効果があります。また、ブロック塀と異なり生垣については地震時においても危険が少なく、安全な避難空間としても有効です。したがって、防災面からもみどり豊かな環境形成を図るものとします。</p>	※表現の精査・見直し
	<p>●公共建築物の耐震性の向上</p> <p>本市では、<u>（削除）</u>防災上重要な市有建築物の耐震化を進めており、多数の者が利用する市有建築物については、全ての建築物の耐震改修が完了し、耐震化率は100%です。引き続き、小規模な建築物についても耐震化を進めます。</p>  <p>耐震化工事をした北本中学校</p>		<p>●公共建築物の耐震性の向上</p> <p>北本市では、平成19年度以前から防災上重要な市有建築物の耐震化を進めています。現在、多数の者が利用する市有建築物については、全ての建築物の耐震改修が完了し、耐震化率は100%となりました。引き続き、小規模な建築物についても耐震化を進めます。</p>  <p>耐震化工事をした北本中学校</p>	※表現の精査・見直し

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>③ 防火・準防火地域の指定</p> <p>防火地域・準防火地域は、建築物等の防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するために都市計画で指定するものです。</p> <p>防火地域又は準防火地域において建築物を建築する場合、建築物の規模等に応じた耐火基準を満たしている必要があります。</p> <p>現在、市内では、地区計画を指定している区域の一部に準防火地域が指定されています。今後も、市内の防災性の向上のため、必要に応じて指定を検討していきます。</p>		<p>③ 防火・準防火地域の指定</p> <p>防火地域・準防火地域は、建築物等の防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するために都市計画で指定するものです。</p> <p>防火地域又は準防火地域を指定すると、その区域内に建築する場合、規模等により建築物の耐火基準が定められています。</p> <p>北本市内には、現在、地区計画を指定している区域の一部に準防火地域が指定されています。今後も、市内の防災性の向上のために、必要に応じ、指定を検討していきます。</p>	※表現の精査・見直し
41	<p>④ 帰宅困難者対策</p> <p>大規模災害が発生し公共交通機関が停止した場合には、本市において多数の帰宅困難者が発生すると想定されています。</p> <p>北本駅周辺に帰宅困難者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設とともに、帰宅困難者への情報提供に努めます。</p>		<p>④ 帰宅困難者対策</p> <p>大規模災害が発生し公共交通機関が停止した場合には、北本市において大量の帰宅困難者が発生すると想定されています。</p> <p>北本駅周辺に帰宅困難者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設とともに、帰宅困難者への情報提供に努めます。</p>	※表現の精査・見直し
36	<p>(2) 防犯まちづくりの整備方針</p> <p>犯罪の起こりにくい市街地環境の形成を目指し、道路空間では街路灯の整備や隅切り設置による見通しの確保、公園・緑地空間では死角のないオープンな空間づくりを目指します。</p> <p>また、防犯に関する啓発活動の実施や駅周辺における防犯カメラの設置、地域の防犯活動への支援を行います。</p>		<p>(2) 防犯まちづくりの整備方針</p> <p>犯罪の起こりにくい市街地環境の形成を目指し、道路空間においては、街路灯の整備や隅切り設置による見通しの確保、公園・緑地空間においては、死角のないオープンな空間づくりを目指します。</p> <p>また、防犯に関する啓発活動の実施や駅周辺における防犯カメラの設置、地域の防犯活動への支援を行います。</p>	※表現の精査・見直し
	<p>(3) ユニバーサルデザインの都市づくりの方針</p> <p>① 基本方針</p> <p>高齢化の進展、ノーマライゼーション理念の浸透等を背景に、高齢者、障がい者等を含め、誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らしていくとともに、自由な移動や施設利用が保障された環境を整備することは、今後のまちづくりの重要な課題です。</p> <p>国では「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を定め、国民一人ひとりが自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指しています。</p> <p>本市では、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、誰もが暮らしやすい都市の形成と共生社会の実現を目指し、以下をユニバーサルデザインの都市づくりの基本方針とします。</p> <p>●鉄道駅周辺や道路等の市民の移動を支える公共空間において</p> <p>市全域において、全ての人が安全で、快適に移動できるバリアフリーな公共空間のネットワーク形成に努めます。</p>		<p>(3) ユニバーサルデザインの都市づくりの方針</p> <p>① 基本方針</p> <p>高齢化の進展、ノーマライゼーション理念の浸透等を背景に、高齢者、障がい者等を含め、誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らしていくとともに、自由な移動や施設利用が保障された環境を整備することは、今後のまちづくりの重要な課題です。</p> <p>国においては、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を定め、国民一人ひとりが自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指しています。</p> <p>北本市では、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、誰もが暮らしやすい都市の形成と共生社会の実現を目指し、以下をユニバーサルデザインの都市づくりの基本方針とします。</p> <p>●鉄道駅周辺や道路等の市民の移動を支える公共空間において</p> <p>市全域において、すべての人が安全で、快適に移動できるバリアフリーな公共空間のネットワーク形成に努めます。</p>	※表現の精査・見直し

新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
<p>●多くの人の集まる商業施設や公共施設等において エレベーターやエスカレーター等で施設内を自由に移動できるとともに、スロープや段差が少ない構造により建物や敷地外へのアクセスが容易にできる等、高齢者、障がい者、妊婦や子ども連れの人等誰もが利用しやすい施設のバリアフリー化を推進します。新たに整備する建築物や公共施設等については、ユニバーサルデザインの視点による整備を行います。</p> <p>●住宅において 生活基盤である住宅内部においてもバリアフリー化を進め、自立した多様な住まい方が選択できるよう支援します。</p> <p>② 公共空間の整備方針 公共空間の移動の円滑化において重要なことは、歩行空間のネットワーク化、電車、バス、タクシー等、公共交通への乗り継ぎの容易さ、公園・緑地や公共施設等へのアクセスの容易さ等が挙げられます。 したがって、鉄道駅、公共公益施設、病院、商業施設等の多くの人が集まる主要な施設への経路について、必要性が高いと考えられるところから、順次、バリアフリーなネットワークの形成を推進します。新たな公共施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点による整備を行います。 また、個々の道路、公園等の整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「<u>バリアフリー法</u>」という。)の規定に基づき定められた「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」に適合するよう努めます。</p> <p>③ 建築物の整備方針 <u>バリアフリー法</u>では、誰もが日常利用する建築物や主として高齢者、障がい者等が利用する建築物については、床面積の合計が 2,000 m²以上の新築等を行う場合、「建築物移動等円滑化基準」に適合させる必要があります。 また、多数の者が利用する建築物についても基準に適合するよう努めることが必要になります。 なお、埼玉県では、「福祉のまちづくり条例」を制定しており、この条例で規定する整備基準も遵守する必要があります。</p>	<p>●多くの人の集まる商業施設や公共施設等において エレベーターやエスカレーターなどで施設内を自由に移動できるとともに、スロープや段差が少ない構造により建物や敷地外へのアクセスが容易にできるなど、高齢者、障がい者、妊婦や子ども連れの人等誰もが利用しやすい施設のバリアフリー化を推進します。新たに整備する建築物や公共施設等については、ユニバーサルデザインの視点による整備を行います。</p> <p>●住宅において 生活基盤である住宅内部においてもバリアフリー化を進め、自立した、多様な住まい方が選択できるよう支援します。</p> <p>② 公共空間の整備方針 公共空間の移動の円滑化において重要なことは、歩行空間のネットワーク化、電車、バス、タクシー等、公共交通への乗り継ぎの容易さ、公園・緑地や公共施設等へのアクセスの容易さ等が挙げられます。 したがって、鉄道駅、公共公益施設、病院、商業施設等の多くの人が集まる主要な施設への経路について、必要性が高いと考えられるところから、順次、バリアフリーなネットワークの形成を推進します。新たな公共施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点による整備を行います。 また、個々の道路、公園等の整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「<u>バリアフリー新法</u>」という。)の規定に基づき定められた「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」に適合するよう努めます。</p> <p>③ 建築物の整備方針 <u>バリアフリー新法</u>では、誰もが日常利用する建築物や主として高齢者、障がい者等が利用する建築物については、床面積の合計が 2,000 m²以上の新築等を行う場合、「建築物移動等円滑化基準」に適合させる必要があります。 また、多数の者が利用する建築物についても基準に適合するよう努めることが必要になります。 なお、埼玉県では、「福祉のまちづくり条例」を制定しており、この条例で規定する整備基準も遵守するものとします。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒バリアフリー新法の施行 (H18) から 20 年近くが経過し、「バリアフリー法」という呼称が一般的となつているため記載を変更 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
42	37	



バリアフリー化された北本市役所



バリアフリー化された北本市役所

新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
防災まちづくり方針図 43	防災まちづくり方針図 38	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒「北本市地域防災計画」を踏まえ、防災拠点及び広域避難場所の表示を更新 ⇒「土地利用検討地域」「土地利用誘導地域」を統合し「土地利用検討・誘導地域」に変更</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒緊急輸送道路について最新の指定状況を反映 ⇒都市計画変更に伴い、都市計画道路西仲通線及び南2号線の線形を変更 ⇒栄小学校の廃校及び栄市民活動交流センターの開設を反映し、表記を変更</p> <p>※表現の精査・見直し ⇒道路網の実態を反映し、南北通りを追加 ⇒都市計画道路西仲通線からの線形を市外まで延長 ⇒名称の見直し（「北本水辺ラザ公園」、「北本市野外活動センター」、「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」） ⇒市街化区域の線を修正</p>
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点 緊急輸送道路(県・市指定) 広域避難所 市街化区域 公園・緑地 荒川河川敷 インターチェンジ周辺地域 土地利用検討・誘導地域 	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点 緊急輸送道路(県・市指定) 広域避難所 市街化区域 公園・緑地 荒川河川敷 インターチェンジ周辺地域 土地利用誘導地域 土地利用検討地域 	

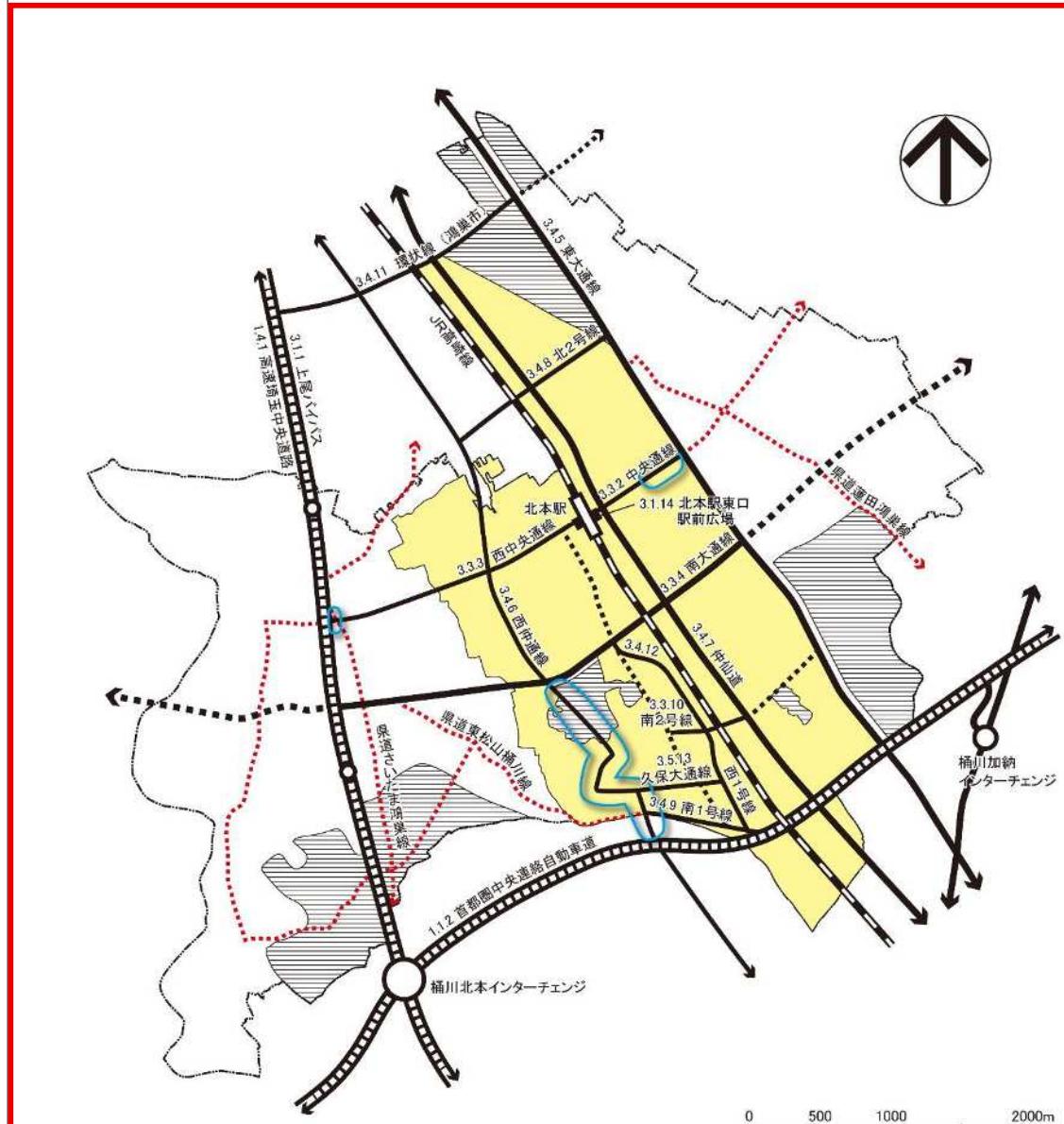
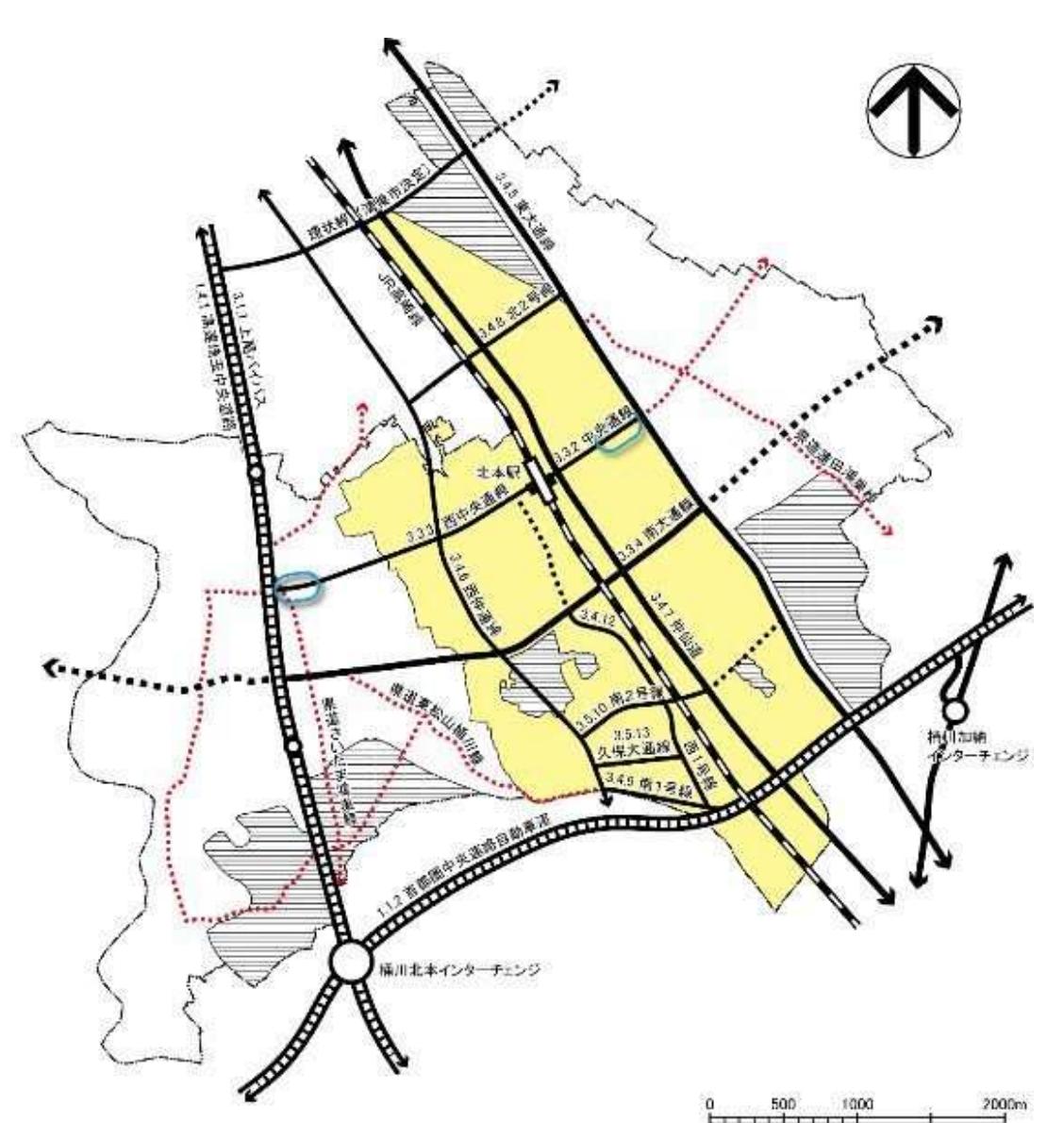
新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
44 4 – 3 交通体系の整備方針	39 4-3 交通体系の整備方針	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6 年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更 ※表現の精査・見直し
<p>市民アンケート調査（平成30年度）によれば、交通体系に関しては、生活道路の整備・改良、歩行者・自転車ネットワークの整備、公共交通の機能強化が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、本市が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を支える交通体系の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路に関しては、広域的なネットワークから地区内の交通サービスまで、道路の段階構成に応じた効果的で効率的な道路ネットワークを構築します。また、自動車優先の道路から、歩行者や自転車の利用に配慮した改良と、歩行者、自転車ネットワークの形成に努めます。なお、道路整備にあたっては、道路空間の緑化、浸透性の高い舗装等、環境に配慮した整備を図ります。 ●今後、一層高齢化が進む中では、公共交通の維持・強化が重要となることから、市内各地域の実情に応じ、民間路線バスやデマンドバス等の公共交通の充実により、環境への負荷の少ない交通環境を推進します。 ●ユニバーサルデザインの視点で、全ての市民が安全で利用しやすい交通環境の実現を目指します。 ●長期間事業化されていない都市計画道路については、その必要性を再検証する等、適宜見直しを図ります。 	<p>市民アンケート調査によれば、交通体系に関しては、生活道路の整備・改良、歩行者・自転車ネットワークの整備、公共交通の機能強化が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、北本市が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を支える交通体系の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路に関しては、広域的なネットワークから地区内の交通サービスまで、道路の段階構成に応じた効果的で効率的な道路ネットワークを構築します。また、自動車優先の道路から、歩行者や自転車の利用に配慮した改良と、歩行者、自転車ネットワークの形成に努めます。なお、道路整備にあたっては、道路空間の緑化、浸透性の高い舗装等、環境に配慮した整備を図ります。 ●今後、一層高齢化が進む中では、公共交通の維持・強化が重要となることから、市内各地域の実情に応じ、民間路線バスやデマンドバス等の公共交通の充実により、環境に負荷の少ない交通環境を推進します。 ●ユニバーサルデザインの視点で、全ての市民が安全で利用しやすい交通環境の実現を目指します。 ●長期間事業化されていない都市計画道路については、その必要性を再検証するなど、適宜見直しを図ります。 	
(1) 道路ネットワーク <ul style="list-style-type: none"> ① 広域幹線道路 <p>広域にわたる交通需要を処理する広域幹線道路としては、上位計画等に基づき、以下の路線を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(都)1・1・2 首都圏中央連絡自動車道 ●(都)1・4・1 高速埼玉中央道路 ② 都市幹線道路 <p>都市内の交通の軸を形成するとともに周辺市町と連絡し、通過交通を処理する都市幹線道路として、以下の路線を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(都)3・4・5 東大通線（国道17号） <p>本市のJR高崎線東部の南北軸を形成するとともに、県央都市圏のJR高崎線沿線市街地等と南北に連絡する軸</p> 	(1) 道路ネットワーク <ul style="list-style-type: none"> ① 広域幹線道路 <p>広域にわたる交通需要を処理する広域幹線道路としては、上位計画等に基づき、以下の路線を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(都)1・1・2 首都圏中央連絡自動車道 ●(都)1・4・1 高速埼玉中央道路 ② 都市幹線道路 <p>都市内の交通の軸を形成するとともに周辺市町と連絡し、通過交通を処理する都市幹線道路として、以下の路線を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(都)3・4・5 東大通線（国道17号） <p>市のJR高崎線東部の南北軸を形成するとともに、県央都市圏の高崎線沿線市街地等と南北に連絡する軸</p> 	※表現の精査・見直し

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>●(都)3・1・1 上尾バイパス（上尾道路一般部） 本市域西部の南北軸を形成するとともに、県央都市圏の JR 高崎線沿線市街地等と南北に連絡する軸 計画地周辺には、埋蔵文化財包蔵地や伝鎌倉街道等の歴史環境、湧水や希少植物等の自然環境等、数多くの文化・自然資産が存在しています。このため、道路事業の進展に際しては、これら資産の保存や活用方法について、国や関係機関と十分に調整を行います。具体的には、道路整備によって失われる希少植物等の自然資産を保存するための代替地の確保、豊かな緑や自然の連續性を確保しつつ、レクリエーション機能を持つ回遊路としての緑地帯の整備等について、国や関係機関と共に研究しながら慎重に事業を進めます。</p>  <p style="text-align: center;">上尾バイパスの計画地内に生育する希少植物『カタクリ』(上) 『キンラン』(下)</p>		<p>●(都)3・1・1 上尾バイパス（上尾道路一般部） 市域西部の南北軸を形成するとともに、県央都市圏の高崎線沿線市街地等と南北に連絡する軸 計画地周辺には、埋蔵文化財包蔵地や伝鎌倉街道等の歴史環境、湧水や希少植物等の自然環境など、数多くの文化・自然資産が存在しています。このため、道路事業の進展に際しては、これら資産の保存や活用方法について、国や関係機関と十分に調整を行います。具体的には、道路整備によって失われる希少植物等の自然資産を保存するための代替地の確保、豊かな緑や自然の連續性を確保しつつ、レクリエーション機能を持つ回遊路としての緑地帯の整備等について、国や関係機関と共に研究しながら慎重に事業を進めます。</p>  <p style="text-align: center;">上尾バイパスの計画地内に生育する希少植物『カタクリ』(上) 『キンラン』(下)</p>	<p>※表現の精査・見直し ③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>
45	<p>●(都)3・3・4 南大通線 本市の東西方向の軸を形成するとともに、東西の隣接都市（吉見町、久喜市等）をつなぐ軸 上尾バイパス以西は、県道東松山桶川線に接続 この機能を発揮するために、国道17号以東の延伸整備（県道下石戸上菖蒲線への連絡整備）に向け、関係機関との調整を行います。</p>	40	<p>●(都)3・3・4 南大通線 市の東西方向の軸を形成するとともに、東西の隣接都市（吉見町、久喜市等）をつなぐ軸 上尾バイパス以西は、県道東松山桶川線に接続 この機能を発揮するために、国道17号以東の延伸整備（県道下石戸上菖蒲線への連絡整備）に向け、関係機関との調整を行います。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p>
	<p>●(都)3・4・7 仲仙道 本市のJR高崎線東部の市街地の南北方向のネットワークを形成</p> <p>③ 地区幹線道路 都市内の軸を構成し、主に都市内で発生集中する交通を円滑に上位路線から、あるいは上位路線へ処理する地区幹線道路として、以下の路線を位置づけます。</p> <p>●(都)3・3・2 中央通線、(都)3・1・14 北本駅東口駅前広場 北本駅東部の商業地の発生集中交通を(都)東大通線に処理 (都)中央通線は、国道17号までの整備について、優先的に事業を進めます。</p>  <p style="text-align: center;">(都) 中央通線</p>		<p>●(都)3・4・7 仲仙道 北本市のJR高崎線東部の市街地の南北方向のネットワークを形成</p> <p>③ 地区幹線道路 都市内の軸を構成し、主に都市内で発生集中する交通を円滑に上位路線から、あるいは上位路線へ処理する地区幹線道路として、以下の路線を位置づけます。</p> <p>●(都)3・3・2 中央通線 北本駅東部の商業地の発生集中交通を(都)東大通線に処理 国道17号までの整備について、優先的に事業を進めます。</p>  <p style="text-align: center;">(都) 中央通線</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え ※表現の精査・見直し</p>

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>●(都)3・3・3 西中央通線 北本駅西部の商業地の発生集中交通を(都)上尾バイパス等に処理 上尾バイパスの事業進捗状況に応じて、上尾バイパスまでの整備を進めます。</p> <p>●(都)3・4・6 西仲通線 (都)3・4・12 西1号線とともに、<u>本市</u>のJR高崎線西部の市街地の南北方向のネットワークを形成 <u>桶川市境から南大通線までの区間については、上尾市、桶川市方面からの交通の円滑化及び道路ネットワーク構築の観点から優先的に事業を進めます。</u></p>		<p>●(都)3・3・3 西中央通線 北本駅西部の商業地の発生集中交通を(都)上尾バイパス等に処理 上尾バイパスの事業進捗状況に応じて、上尾バイパスまでの整備を進めます。</p>	
	<p>●(都)3・4・8 北2号線 <u>本市</u>の市街地北部の東西方向のネットワークを形成</p> <p>●(都)3・4・9 南1号線 <u>本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成</p>		<p>●(都)3・4・8 北2号線 <u>北本市</u>の市街地北部の東西方向のネットワークを形成</p> <p>●(都)3・4・9 南1号線 <u>北本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成</p>	<p>※表現の精査・見直し ⇒都市計画道路の番号順に並び替え</p>
46	<p>●(都)3・10 南2号線 <u>本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成 東端は(都)仲仙道となっていますが、(都)南大通線と(都)南1号線の間隔が広いため、(都)仲仙道から東に延伸し、適切な網間隔を実現します。</p>	41	<p>●(都)3・5・10 南2号線 <u>北本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成 東端は(都)仲仙道となっていますが、(都)南大通線と(都)南1号線の間隔が広いため、(都)仲仙道から東に延伸し、適切な網間隔を実現します。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒都市計画変更（一部区間の廃止、路線番号の変更）を反映</p>
	<p>●(都)3・4・12 西1号線 <u>本市</u>のJR高崎線西部の市街地の南北方向のネットワークを形成</p> <p>●(都)3・5・13 久保大通線 <u>本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成</p>		<p>●(都)3・5・13 久保大通線 <u>北本市</u>の市街地南部の東西方向のネットワークを形成</p> <p>●(都)3・4・12 西1号線 <u>北本市</u>のJR高崎線西部の市街地の南北方向のネットワークを形成</p>	<p>※表現の精査・見直し ⇒都市計画道路の番号順に並び替え</p>
	<u>(削除)</u>		<p>●(都)3・4・6 西仲通線 (都)3・4・12 西1号線とともに、<u>北本市</u>のJR高崎線西部の市街地の南北方向のネットワークを形成</p>	<p>※表現の精査・見直し ⇒都市計画道路の番号順に並び替え</p>
	<p>④ 地区集散道路 幹線系道路と宅地まわりの道路である区画道路の間に位置し、身近な地域での骨格となる道路です。<u>市内</u>においては、幹線道路（都市計画道路等）とともに、この規格の道路が不足しており、既存市街地において、現道の拡幅・ネットワーク化等により、地区集散道路の整備を図ります。</p> <p>⑤ 市街化調整区域の主要道路 市街化調整区域において<u>集落の利便や施設利用の軸となる路線として</u>、以下の路線を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県道蓮田鴻巣線 ●県道さいたま鴻巣線 ●県道東松山桶川線 <p>なお、これらの路線はインターチェンジ周辺<u>地域</u>の整備にあたっては幹線道路として機能する路線になります。</p>		<p>④ 地区集散道路 幹線系道路と宅地まわりの道路である区画道路の間に位置し、身近な地域での骨格となる道路です。<u>北本市内</u>においては、幹線道路（都市計画道路等）とともに、この規格の道路が不足しており、既存市街地において、現道の拡幅・ネットワーク化等により、地区集散道路の整備を図ります。</p> <p>⑤ 市街化調整区域の主要道路 市街化調整区域において<u>集落の利便や施設利用の軸となる路線として</u>、以下の路線を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県道蓮田鴻巣線 ●県道さいたま鴻巣線 ●県道東松山桶川線 <p>なお、これらの路線はインターチェンジ周辺<u>地区</u>の整備にあたっては幹線道路として機能する路線になります。</p>	<p>※表現の精査・見直し ⇒都市計画道路の番号順に並び替え</p>

新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
<p>●(都)3・3・2 中央通線の東部への延伸 <u>(削除)</u>東西軸を形成する健康・スポーツ拠点へのアクセスルートとして位置づけることが必要と考えられます。</p> <p>●高尾さくら公園、北本自然観察公園、北本水辺プラザ公園、北里大学メディカルセンター等西部アクセスルート <u>本市</u>を代表するこれらの施設へのアクセスルートとして、また、将来においては桶川北本インターチェンジ周辺<u>地域</u>へのアクセスルートとして位置づけます。</p>	<p>●(都)3・3・2 中央通線の東部への延伸 <u>当該路線は</u>東西軸を形成する健康・スポーツ拠点へのアクセスルートとして位置づけることが必要と考えられます。</p> <p>●高尾さくら公園、北本自然観察公園、北本水辺プラザ公園、北里大学メディカルセンター等西部アクセスルート <u>市</u>を代表するこれらの施設へのアクセスルートとして、また、将来においては桶川北本インターチェンジ周辺<u>地区</u>へのアクセスルートとして位置づけます。</p>	※表現の精査・見直し
<p>(2) 歩行者・自転車ネットワーク</p> <p>基本的に都市計画道路等の幹線系道路や通学路の歩道を中心に、安全で快適な歩行者ネットワークを形成していきます。</p> <p>歩行者空間の安全性を確保するため、歩道の設置のみならず、住宅地内への通過交通の流入や走行速度を抑制する「ゾーン30」の指定、区画道路のネットワーク化、外周部幹線道路の整備等を推進します。その他、隅切りの整備、視距の確保等、基本的な道路構造の整備を図ります。</p> <p>中心市街地等<u>人が</u>が集まる場所での歩行空間の質の向上のために、歩道部における街路樹や植栽帯のみならずベンチ・サイン等のストリートファニチャーの整備、沿道におけるポケットパーク等の設置により、より快適な歩行空間整備を推進します。</p> <p>また、近年、環境に優しい乗り物として自転車の活用が注目を浴びています。<u>本市</u>は平坦な地形であり、市街地も自転車で行動しやすい規模であることから、自転車活用推進法に基づく自転車走行空間の整備を進めています。</p> <p>荒川沿い等では、自然環境を生かした散策道の整備や広域的なネットワークのサイクリングロードの整備を促進し、安全で快適な歩行者・自転車利用環境の形成に取り組みます。</p>  <p>ゾーン30の指定</p>  <p>自転車と歩行者分離</p>  <p>サイクリングロード</p>	<p>(2) 歩行者・自転車ネットワーク</p> <p>基本的に都市計画道路等の幹線系道路や通学路の歩道を中心に、安全で快適な歩行者ネットワークを形成していきます。</p> <p>歩行者空間の安全性を確保するため、歩道の設置のみならず、住宅地内への通過交通の流入や走行速度を抑制する「ゾーン30」の指定、区画道路のネットワーク化、外周部幹線道路の整備等を推進します。その他、隅切りの整備、視距の確保等、基本的な道路構造の整備を図ります。</p> <p>中心市街地等<u>人が</u>が集まる場所での歩行空間の質の向上のために、歩道部における街路樹や植栽帯のみならずベンチ・サイン等のストリートファニチャーの整備、沿道におけるポケットパーク等の設置により、より快適な歩行空間整備を推進します。</p> <p>また、近年、環境に優しい乗り物として自転車の活用が注目を浴びています。<u>北本市</u>は平坦な地形であり、市街地も自転車で行動しやすい規模であることから、自転車活用推進法に基づく<u>自転車走行空間</u>の整備を進めています。</p> <p>荒川沿い等では、自然環境を生かした散策道の整備や広域的なネットワークのサイクリングロードの整備を促進し、安全で快適な歩行者・自転車利用環境の形成に取り組みます。</p>  <p>ゾーン30の指定</p>  <p>自転車と歩行者分離</p>  <p>サイクリングロード</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
48	<p>(3) 公共交通の方針</p> <p>バス路線については、現在、民間の路線バスが北本団地線、北里大学メディカルセンター線、桶川工業団地・ワコール循環線 <u>(削除)</u>、ニツ家・グリコ線、東間・深井循環線、北本駅西口～ニツ家経由北本駅東口線、桶川駅発北里大学メディカルセンター線の<u>7</u>路線、鴻巣市、桶川市の運行するコミュニティバスが4路線、合計 <u>11</u>路線が運行しています。</p> <p>環境問題や高齢化の進展等により、公共交通による移動手段の確保の必要性は増しており、既存バス網のサービス圏域から外れる交通不便地域においては、デマンドバスを運行することにより対策を図っています。</p> <p>今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向け、医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設と市内の住宅地を、地域公共交通ネットワークで連携する利便性の高いまちづくりを進めます。</p> <p>また、地域間の公平性と均衡ある移動ニーズに対応するため、近隣市町や関係機関等と連携し、広域的な公共交通の充実を目指します。</p>	43	<p>(3) 公共交通の方針</p> <p>バス路線については、現在、民間の路線バスが北本団地線、北里大学メディカルセンター線、桶川工業団地・ワコール循環線、<u>衛生研究所線</u>、ニツ家・グリコ線、東間・深井循環線、北本駅西口～ニツ家経由北本駅東口線、桶川駅発北里大学メディカルセンター線の<u>8</u>路線、鴻巣市、桶川市の運行するコミュニティバスが4路線、合計 <u>12</u>路線が運行しています。</p> <p>環境問題や高齢化の進展等により、公共交通による移動手段の確保の必要性は増しており、既存バス網のサービス圏域から外れる交通空白地域においては、デマンドバスを運行することにより対策を図っています。</p> <p>今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向け、医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設と市内の住宅地を、地域公共交通ネットワークで連携する利便性の高いまちづくりを進めます。</p> <p>また、地域間の公平性と均衡ある移動ニーズに対応するため、近隣市町や関係機関等と連携し、広域的な公共交通の充実を目指します。</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒最新の運行状況を反映
	<p>(4) 駅前広場・駐車場の方針</p> <p>北本駅は、東西の駅前広場が整備済みですが、更なる駅東西の連携強化により、交通結節点として、誰にとっても使いやすく、より利便性の高い駅前広場の創出を目指します。</p> <p>更に、駐車需要、駐輪需要に対応した駐車場整備、駐輪場整備の誘導を図ります。</p>		<p>(4) 駅前広場・駐車場の方針</p> <p>北本駅は、東西の駅前広場が整備済みですが、更なる駅東西の連携強化により、交通結節点として、誰にとっても使いやすく、より利便性の高い駅前広場の創出を目指します。</p> <p>更に、駐車需要、駐輪需要に対応した駐車場整備、駐輪場整備の誘導を図ります。</p>	※表現の精査・見直し
	 <p>北本駅西口の駅前広場ロータリー</p>		 <p>北本駅西口の駅前広場ロータリー</p>	

新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
交通ネットワーク図 49	交通ネットワーク図 44	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒「土地利用検討地域」「土地利用誘導地域」を統合し「土地利用検討・誘導地域」に変更</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒都市計画変更に伴い、都市計画道路西仲通線及び南2号線の線形、路線番号を変更 ⇒「3.3.3 西中央通線」の整備状況を反映し、優先的に整備を図る範囲を修正</p> <p>※表現の精査・見直し ⇒「3.1.14 北本駅東口駅前広場」を追加 ⇒道路網の実態を反映し、南北小通りを追加 ⇒都市計画道路西仲通線からの線形を市外まで延長 ⇒市街化区域の線を修正</p>
 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路 都市幹線道路（都計道） 都市幹線道路（都計道以外） 地区幹線道路（都計道） 地区幹線道路（都計道以外） 市街化調整区域の主要道路 鉄道 優先的に整備を図る道路 市街化区域 インターチェンジ周辺地域 土地利用検討・誘導地域 	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路 都市幹線道路（都計道） 都市幹線道路（都計道以外） 地区幹線道路（都計道） 地区幹線道路（都計道以外） 市街化調整区域の主要道路 鉄道 優先的に整備を図る道路 市街化区域 インターチェンジ周辺地域 土地利用誘導地域 土地利用検討地域 	

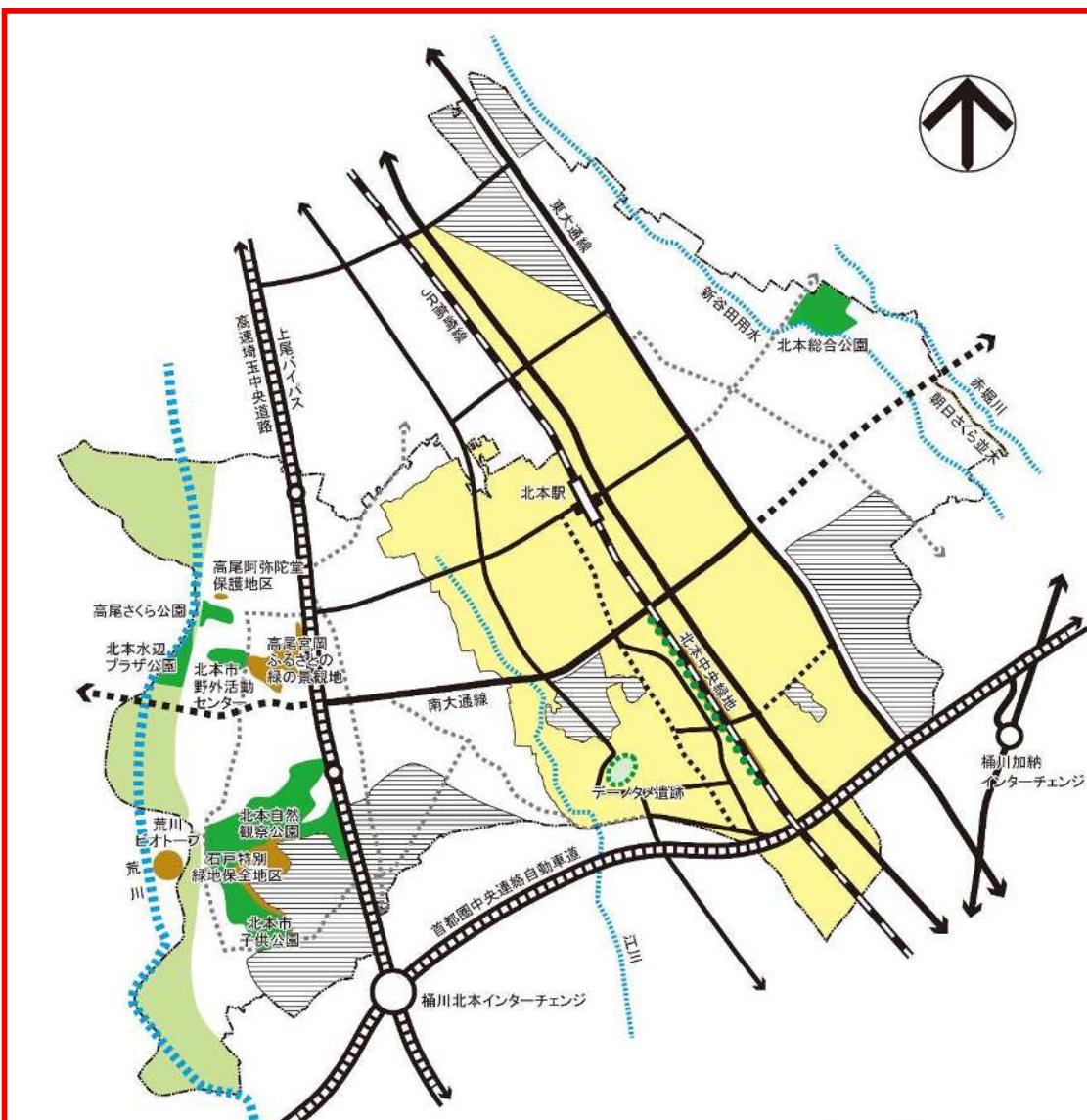
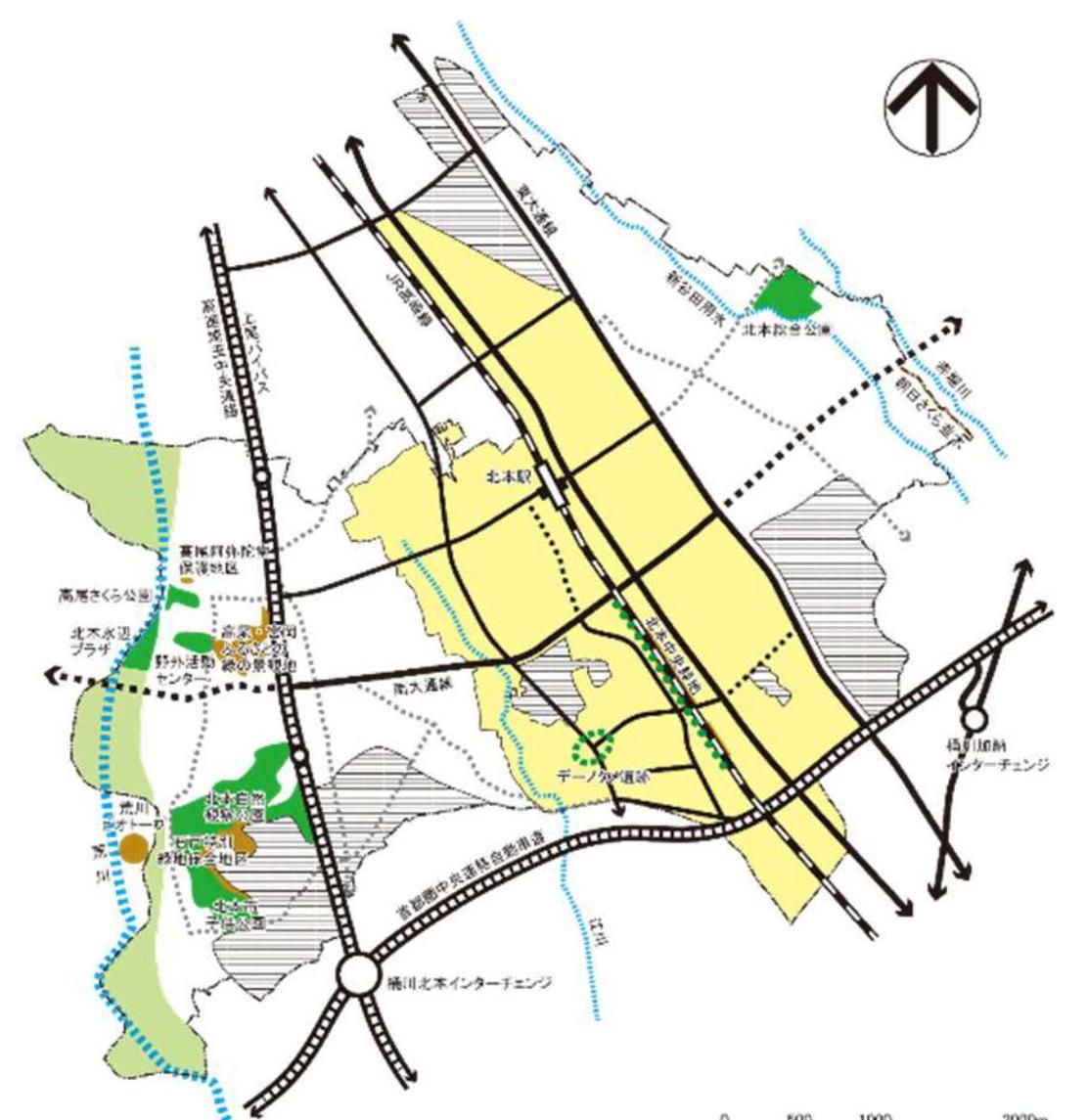
新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
50	<p>4-4 公園・緑地等の整備方針</p> <p>平成 30 年度の市民アンケート調査では、市が取り組んでいる施策の満足度が最も高かった項目が「公園・緑地の整備」であり、市民から高く評価されています。公園・緑地の整備の中では、身近な公園の整備・改良、中心的な公園の機能の多様化が特に求められています。</p> <p>また、北本中央緑地等の緑地は、北本らしさの骨格を形成する重要な資源であり、広く認知されていることから、定住・移住の促進のために有効な資源と考えられます。また、森林には、森を楽しむことで、こころと身体の健康維持・増進、病気の予防につながることが検証されており（森林セラピー）、より多目的な資源としての活用が求められています。</p> <p><u>本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、「北本市緑の基本計画（改訂版）」（平成 29 年 3 月策定）に基づき、以下の方針を基に公園・緑地等の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「北本市緑の基本計画（改訂版）」による緑の基本方針を遵守します。 ● 市民が利活用できるような身近な公園緑地を確保します。 ● 市を形づくる自然的、歴史的資源を『緑』のネットワークとして保全し、活用します。 	45	<p>4-4 公園・緑地等の整備方針</p> <p>平成 30 年の市民アンケート調査では、市が取り組んでいる施策の満足度が最も高かった項目が「公園・緑地の整備」であり、市民から高く評価されています。公園・緑地の整備のなかでは、身近な公園の整備・改良、中心的な公園の機能の多様化が特に求められています。</p> <p>また、北本中央緑地等の緑地は、北本らしさの骨格を形成する重要な資源であり、広域にも認知されていることから、定住・移住の促進のために有効な資源と考えられます。また、森林には、森を楽しむことで、こころと身体の健康維持・増進、病気の予防につながることが検証されており（森林セラピー）、より多目的な資源としての活用が求められています。</p> <p><u>北本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、「北本市緑の基本計画（改訂版）」（平成 29 年 3 月策定）に基づき、以下の方針をもとに公園・緑地等の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「北本市緑の基本計画（改訂版）」による緑の基本方針を順守します。 ● 市民が利活用できるような身近な公園緑地を確保します。 ● 市を形づくる自然的、歴史的資源を『緑』のネットワークとして保全し、活用します。 	※表現の精査・見直し
	<p>(1) 北本市の緑の基本方針</p> <p>「北本市緑の基本計画（改訂版）」では、以下のような基本理念と基本方針が定められています。都市計画マスタープランでは、これらを踏まえて必要な事項を定めるものとします。</p>		<p>(1) 北本市の緑の基本方針</p> <p>「北本市緑の基本計画（改訂版）」では、以下のような基本理念と基本方針が定められています。都市計画マスタープランでは、これらを踏まえて必要な事項を定めるものとします。</p>	※表現の精査・見直し
	<p>① 基本理念</p> <p>『緑』をつなぐまちづくり～グリーンネットワーク北本～</p>		<p>① 基本理念</p> <p>『緑』をつなぐまちづくり～グリーンネットワーク北本～</p>	-

新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
<p>② 基本方針</p> <p>●基本目標1 『緑』をまもる 河川や隣接する緑地、谷津、斜面林、大規模公園緑地、雑木林、ビオトープ等の自然的、歴史的資源を『緑』のネットワークとして保全するとともに、多くの市民が親しめるようにします。 生産緑地等の制度を活用して農地を保全するとともに、市民農園等多くの市民が農業と共生できるようにして、地産地消の推進や地場産品を活用した地域交流を進めます。</p> <p>●基本目標2 『緑』をつくる 安全、安心、防災に配慮しながら、市街化区域内の公園未整備地区に市民が利活用できるような身近な公園緑地の整備をするとともに、小規模な公園緑地の拡張をします。 学校や道路、河川等の公共施設緑地に拠点をつくり、様々な緑と相互ネットワークを形成することによりエコロジカルネットワーク*を形成し、豊かな生活環境と多様な生きものとの共生を図ります。</p> <p>*野生生物が生息生育する様々な空間が有機的につながる生態系のネットワーク</p>	<p>② 基本方針</p> <p>●基本目標1 『緑』をまもる 河川や隣接する緑地、谷津、斜面林、大規模公園緑地、雑木林、ビオトープ等の自然的、歴史的資源を『緑』のネットワークとして保全するとともに、多くの市民が親しめるようにします。 生産緑地等の制度を活用して農地を保全するとともに、市民農園等多くの市民が農業と共生できるようにして、地産地消の推進や地場産品を活用した地域交流を進めます。</p> <p>●基本目標2 『緑』をつくる 安全、安心、防災に配慮しながら、市街化区域内の公園未整備地区に市民が利活用できるような身近な公園緑地の整備をするとともに、小規模な公園緑地の拡張をします。 学校や道路、河川等の公共施設緑地に拠点をつくり、様々な緑と相互ネットワークを形成することによりエコロジカルネットワーク*を形成し、豊かな生活環境と多様な生きものとの共生を図ります。</p> <p>*野生生物が生息生育する様々な空間が有機的につながる生態系のネットワーク</p>	-
51	46	※表現の精査・見直し
<p>●基本目標3 『緑』をひろげる 雑木林や屋敷林、庭等の個人で増やすことが可能な緑等、身近な小さな『緑』をひろげます。さらに市民、行政、事業者等の多様な主体が協力して、北本の風土に合った花や樹木を育て緑にあふれたまちづくりを進めます。 緑をまもり・つくる活動の核になるようなリーダーを発掘し育てます。同時に、市民の活動が活発になるような制度や<u>仕組み</u>をつくり、市民、行政、事業者等の多様な主体が協力して計画を進めます。</p>	<p>●基本目標3 『緑』をひろげる 雑木林や屋敷林、庭等の個人で増やすことが可能な緑等、身近な小さな『緑』をひろげます。さらに市民、行政、事業者等の多様な主体が協力して、北本の風土に合った花や樹木を育て緑にあふれたまちづくりを進めます。 緑をまもり・つくる活動の核になるようなリーダーを発掘し育てます。同時に、市民の活動が活発になるような制度や<u>しくみ</u>をつくり、市民、行政、事業者等の多様な主体が協力して計画を進めます。</p>	

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>(2) 公園・緑地の整備方針</p> <p>① 街区公園・近隣公園の整備方針</p> <p>街区公園や近隣公園について、既設の公園は、植栽や緑化を進め、公園の質の向上を目指します。また、市街化区域で公園が不足する地域では、公園用地の確保の可能性を踏まえ、公園の確保を検討します。なお、借地公園は、公有地化を検討していきます。公園は、日々のレクリエーションに加え、健康づくりや防災等の多様なニーズが想定されることから、ニーズに合わせた機能転換を進めます。</p> <p>大規模災害時には、小規模な公園緑地も防災上の役割を担うことから、延焼遮断効果のある樹種の植栽や防災施設の設置等、その必要性に応じた機能強化を図ります。</p> <p>公園の多くは、供用開始から 40 年程度が経過し老朽化している施設が多いため、「北本市公園施設長寿命化計画」(令和3年2月策定)に基づいて、公園施設の修繕・改築・更新を実施します。</p>		<p>(2) 公園・緑地の整備方針</p> <p>① 街区公園・近隣公園の整備方針</p> <p>街区公園や近隣公園について、既設の公園は、植栽や緑化を進め、公園の質の向上を目指します。また、市街化区域で公園が不足する地域については、公園用地の確保の可能性を踏まえ、公園の確保を検討します。なお、借地公園については、公有化を検討していきます。</p> <p>公園は、日々のレクリエーションに加え、健康づくりや防災等の多様なニーズが想定されることから、ニーズに合わせた機能転換を進めます。</p> <p>大規模災害時には、小規模な公園緑地も防災上の役割を担うことから、延焼遮断効果のある樹種の植栽や防災施設の設置等、その必要性に応じた機能強化を図ります。</p> <p>公園の多くは、供用開始から 30 年程度が経過し老朽化している施設が多いため、「北本市公園施設長寿命化計画」(平成24年3月策定)に基づいて、公園施設の修繕・改築・更新を実施します。</p>	※表現の精査・見直し ③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒公園の供用開始からの経過年数を更新 ⇒公園施設長寿命化計画の策定期次を反映
52	<p>② 都市基幹公園の整備方針</p> <p>総合公園は、北本総合公園（約 10.6ha）、北本自然観察公園（約 32.9ha のうち約 27.1ha 既開設）があり、北本自然観察公園の早期整備完了を県に要請していきます。</p>  <p>北本総合公園</p>	47	<p>② 都市基幹公園の整備方針</p> <p>総合公園は、北本総合公園（約 10.6ha）、北本自然観察公園（約 32.9ha のうち約 27.1ha 既開設）があり、北本自然観察公園の早期整備完了を要請していきます。</p>  <p>北本総合公園</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え
	<p>③ その他の公園・緑地の整備方針</p> <p>北本市野外活動センターでは、多様な野外活動スペースを活用し、キャンプやバーベキューで楽しむ等、若者から高齢者までの多様な世代が親しむ空間づくりを進めます。また、隣接する北本水辺プラザ公園、高尾さくら公園との一体的な利用を図ります。</p> <p>荒川の原風景が残る高尾の旧荒川周辺では、豊かな自然に触れ合いながら楽しめるカヌー練習場等の整備や子どもたちが浅瀬で水と親しむ水辺空間の整備等、自然地形を生かした公園整備を検討します。</p>  <p>北本市野外活動センター</p>		<p>③ その他の公園・緑地の整備方針</p> <p>北本市野外活動センターでは、多様な野外活動スペースを活用し、キャンプやバーベキューで楽しむなど、若者から高齢者までの多様な世代が親しむ空間づくりを進めます。また、隣接する北本水辺プラザ公園、高尾さくら公園との一体的な利用を図ります。</p> <p>荒川の原風景が残る高尾の旧荒川周辺では、豊かな自然に触れ合いながら楽しめるカヌー練習場等の整備や子どもたちが浅瀬で水と親しむ水辺空間の整備など、自然地形を生かした公園整備を検討します。</p>  <p>北本市野外活動センター</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え ※表現の精査・見直し

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>(3) 自然・都市環境整備の方針</p> <p>① 緑地保全の考え方</p> <p>本市は、市街化調整区域に広がる農地や里山、荒川、高尾さくら公園、北本自然観察公園等の骨格的な緑地、市街化区域内に分布する雑木林、生産緑地等、その特質や規模において多様な自然的資源を有しています。これらは本市における貴重な財産であり、本市の『みどり』を象徴するものです。</p> <p>風致又は景観が優れている等重要な緑地（トラスト保全第8号地（高尾宮岡ふるさとの緑の景観地）、石戸特別緑地保全地区等）については、今後も保全していきます。</p> <p>緑地については、北本中央緑地等で雑木林を構成する多くの樹木が一定の樹齢に達してきていることから、萌芽更新を計画的に進め、利用者の安全確保を図ります。</p> <p>市街化区域内の雑木林（樹林地）については、県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例、北本市緑化推進要綱、市民緑地制度等の施策の活用による保全を検討します。</p> <p>また、西部地域を中心とした豊かな緑の資源を生かし、既存道路等を生かした散策路を確保することで回遊性を高め、緑のネットワーク化を図ります。</p>		<p>(3) 自然・都市環境整備の方針</p> <p>① 緑地保全の考え方</p> <p>北本市は、市街化調整区域に広がる農地や里山、荒川、高尾さくら公園、北本自然観察公園等の骨格的な緑地、市街化区域内に分布する雑木林、生産緑地等、その特質や規模において多様な自然的資源を有しています。これらは北本市における貴重な財産であり、北本市の『みどり』を象徴するものです。</p> <p>風致または景観が優れているなど重要な緑地（トラスト保全第8号地（高尾宮岡ふるさとの緑の景観地）、石戸特別緑地保全地区等）については、今後も保全していきます。</p> <p>緑地については、北本中央緑地等、雑木林を構成する多くの樹木が一定の樹齢に達してきていることから、萌芽更新を計画的に進め、利用者の安全確保を図ります。</p> <p>市街化区域内の雑木林（樹林地）については、県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例、北本市緑化推進要綱、市民緑地制度等の保全施策の活用による保全について検討します。</p> <p>また、西部地域を中心とした豊かな緑の資源を生かし、既存道路等を生かした散策路を確保することで回遊性を高め、緑のネットワーク化を図ります。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
53	<p>② 北本中央緑地の保全・活用</p> <p>JR 高崎線沿いについては、北本中央緑地が都市計画決定されており、現在整備中ですが、沿線の緑の軸として、緑地・オープンスペース等を配置していきます。</p> <p>特に、JR 高崎線と中山道の間については、中高層住宅を含むエリアとして土地利用方針で位置づけており、敷地・建築物の共同化等により、新たな緑地、オープンスペース（駐車場を含む）を創出することにより、緑の軸の形成に寄与するよう誘導します。</p> <p>これらについては、行政による施策の展開のみならず、市民による維持・管理、自然と親しむイベントの実施、緑化等の展開により、行政と市民との協働による都市環境の形成が重要です。</p> <p>今後も、市民による緑化・緑地保全活動への育成・支援を進めていきます。</p>	48	<p>② 北本中央緑地の保全・活用</p> <p>JR高崎線沿いについては、北本中央緑地が都市計画決定されており、現在整備中ですが、沿線の緑の軸として、緑地・オープンスペース等を配置していきます。</p> <p>特に、JR高崎線と中山道の間については、中高層住宅を含むエリアとして土地利用方針で位置づけており、敷地・建築物の共同化等により、新たな緑地、オープンスペース（駐車場を含む）を創出することにより、緑の軸の形成に寄与するよう誘導します。</p> <p>これらについては、行政による施策の展開のみならず、市民による維持・管理、自然と親しむイベントの実施、緑化等の展開により、行政と市民との協働による都市環境の形成が重要です。</p> <p>今後とも、市民による緑化・緑地保全活動への育成・支援を進めていきます。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p>

新 本文	旧 本文	改定理由	
頁	頁		
<p>③ 森林セラピー事業の活用</p> <p>埼玉県内で初めて認定された「森林セラピー基地」「森林セラピーロード」を活用し、都心近郊に残された貴重な緑地空間と自然環境の良さを官民連携により広くPRして、来訪者の増加を図るとともに、来訪者の市内滞留時間の拡大を図り、地域経済の活性化を推進します。</p>  <p>「森林セラピーロード」に認定された北本自然観察公園</p>	<p>③ 森林セラピー事業の活用</p> <p>埼玉県内で初めて認定された「森林セラピー基地」「森林セラピーロード」を活用し、都心近郊に残された貴重な緑地空間と自然環境の良さを官民連携により広くPRして、来訪者の増加を図るとともに、来訪者の市内滞留時間の拡大を図り、地域経済の活性化を推進します。</p>  <p>「森林セラピーロード」に認定された北本自然観察公園</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や 図の修正 ⇒写真の差し替え</p>	
54	<p>④ デーノタメ遺跡の保存・活用</p> <p><u>デーノタメ遺跡は、北本市下石戸下地内に位置する、縄文時代の中期から後期にかけての集落跡です。令和6年10月には、その歴史的・学術的価値が評価され、国指定史跡になりました。</u></p> <p><u>遺跡の台地上に広がるコナラやクヌギ等からなる雑木林は、地域における貴重な自然資源にもなっています。</u></p> <p><u>今後は、歴史・自然資源として保存し、地域の歴史を伝えていくとともに、市民・来訪者の憩い・交流の場となる史跡公園等の整備を検討します。</u></p> <p><u>なお、周辺エリアについては、史跡と調和した景観保全が求められます。これまでに「埼玉県景観計画」に基づいて景観づくりを進めてきましたが、市独自の景観計画の策定を検討する等、より地域の特性を考慮した景観形成を進めていく必要があります。</u></p>  <p>デーノタメ遺跡</p>	<p>49</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や 図の修正 ⇒デーノタメ遺跡は環境保全・交流地区(p.50)に位置づけられていることから、保存・活用の方針を追加</p>

新 本文	旧 本文	改定理由																
頁	頁																	
<p>主要な公園・緑地の配置方針図</p>  <p>55</p> <table border="1"> <tr> <td>凡 例</td> </tr> <tr> <td>主な都市公園（既設・既計画）</td> </tr> <tr> <td>主な緑地（既設・既計画）</td> </tr> <tr> <td>環境保全・交流地区</td> </tr> <tr> <td>荒川河川敷</td> </tr> <tr> <td>河川・水路</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> </tr> <tr> <td>インターチェンジ周辺地域 土地利用検討・誘導地域</td> </tr> </table>	凡 例	主な都市公園（既設・既計画）	主な緑地（既設・既計画）	環境保全・交流地区	荒川河川敷	河川・水路	市街化区域	インターチェンジ周辺地域 土地利用検討・誘導地域	<p>主要な公園・緑地の配置方針図</p>  <p>50</p> <table border="1"> <tr> <td>凡 例</td> </tr> <tr> <td>主な都市公園（既設・既計画）</td> </tr> <tr> <td>主な緑地（既設・既計画）</td> </tr> <tr> <td>環境保全・交流地区</td> </tr> <tr> <td>荒川河川敷</td> </tr> <tr> <td>河川・水路</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> </tr> <tr> <td>インターチェンジ周辺地域 土地利用検討・誘導地域</td> </tr> </table>	凡 例	主な都市公園（既設・既計画）	主な緑地（既設・既計画）	環境保全・交流地区	荒川河川敷	河川・水路	市街化区域	インターチェンジ周辺地域 土地利用検討・誘導地域	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒「土地利用検討地域」「土地利用誘導地域」を統合し「土地利用検討・誘導地域」に変更</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒都市計画変更に伴い、都市計画道路西仲通線及び南2号線の線形を変更</p> <p>※表現の精査・見直し ⇒「環境保全・交流地区」の凡例を変更 ⇒道路網の実態を反映し、南北小通りを追加 ⇒都市計画道路西仲通線からの線形を市外まで延長 ⇒名称の見直し（「北本水辺プラザ公園」、「北本市野外活動センター」、「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」） ⇒市街化区域の線を修正</p>
凡 例																		
主な都市公園（既設・既計画）																		
主な緑地（既設・既計画）																		
環境保全・交流地区																		
荒川河川敷																		
河川・水路																		
市街化区域																		
インターチェンジ周辺地域 土地利用検討・誘導地域																		
凡 例																		
主な都市公園（既設・既計画）																		
主な緑地（既設・既計画）																		
環境保全・交流地区																		
荒川河川敷																		
河川・水路																		
市街化区域																		
インターチェンジ周辺地域 土地利用検討・誘導地域																		

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>4-5 都市景観形成の方針</p> <p>市民アンケート調査（平成30年度）によれば、都市景観形成に関しては、北本駅駅前等での魅力あるまちなみデザインの形成と中山道沿道の歴史と文化を生かした景観づくりが特に求められています。</p> <p>埼玉県景観条例に基づく「埼玉県景観計画」では、圏央道沿線の市町における誘導する産業施設等と田園環境が調和した景観づくりが重要視されています。</p> <p><u>今後は、本市特有の文化や自然環境、近代的な都市空間等の景観を守り、誘導していくため、市独自の景観計画の策定について検討していきます。</u></p> <p>また、無秩序な屋外広告物により、自然やまちなみの美しさが損なわれないように、埼玉県屋外広告物条例に基づく許可制を基本とし、第一種低層住居専用地域や圏央道沿線の地域では、一部の例外を除き、広告物を出すことが禁止されています。</p> <p><u>本市</u>が「縁にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を<u>基に</u>都市景観形成を進めます。</p> <p>●まちの自然や歴史を生かし、「北本らしさ」の薫る都市景観形成を推進していきます。</p>		<p>4-5 都市景観形成の方針</p> <p>市民アンケート調査によれば、都市景観形成に関しては、北本駅駅前等での魅力あるまちなみデザインの形成と中山道沿道の歴史と文化を生かした景観づくりが特に求められています。</p> <p>埼玉県景観条例に基づく「埼玉県景観計画」では、圏央道沿線の市町における誘導する産業施設等と田園環境が調和した景観づくりが重要視されています。</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更 ※表現の精査・見直し
56	<p>(1) 「北本らしさ」の薫る都市景観形成の方針</p> <p><u>本市</u>は都心に近接しながらも豊かな自然環境に恵まれており、市街地に残された雑木林や郊外の里山の風景が<u>本市</u>を特徴づける要素ともなっています。</p> <p>また、国指定天然記念物で、日本五大桜の一つに数えられている石戸蒲ザクラは、<u>本市</u>の象徴的な自然景観となっています。</p> <p><u>本市</u>の都市景観としてこれらの自然的要素や環境を保全するとともに、土地利用に応じた景観形成を推進します。</p>	51	<p>(1) 「北本らしさ」の薫る都市景観形成の方針</p> <p>北本市は都心に近接しながらも豊かな自然環境に恵まれており、市街地に残された雑木林や郊外の里山の風景が<u>北本市</u>を特徴づける要素ともなっています。</p> <p>また、国指定天然記念物に指定され、日本五大桜のひとつと呼ばれている石戸蒲ザクラは、<u>北本市</u>の象徴的な自然景観となっています。</p> <p>北本市の都市景観としてこれらの自然的要素や環境を保全するとともに、土地利用に応じた景観形成を推進します。</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒景観計画の策定を検討する方針を明示 ※表現の精査・見直し
	<p>① 住宅地景観</p> <p>住宅地においては、街路樹・歩道部等の統一的な整備等により、緑豊かな潤いのある住宅地景観の創出に努めるとともに、市街地内や周辺部の雑木林等の緑地資源を積極的に保全していきます。</p> <p>特に、コミュニティ等の地域単位で、植栽や建築物の外壁等についてルールづくりを行う等、地域ごとの個性化を図ることも考えられます。</p>		<p>① 住宅地景観</p> <p>住宅地においては、街路樹・歩道部等の統一的な整備等により、緑豊かなうるおいのある住宅地景観の創出に努めるとともに、市街地内や周辺部の雑木林等の緑地資源を積極的に保全していきます。</p> <p>特に、コミュニティ等の地域単位で、植栽や建築物の外壁等についてルールづくりを行うなど、地域ごとの個性化を図ることも考えられます。</p>	※表現の精査・見直し ③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え
	 <p>石戸蒲ザクラ</p>		 <p>住宅地</p>	※表現の精査・見直し ③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え

新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
<p>② 商業・業務地景観</p> <p>北本駅周辺商業地については、街路整備・駅前広場の充実等により基盤整備を進めるとともに、商業地としてのまちなみデザインの調和を図り、<u>本市</u>の玄関口として「顔」となる魅力的な景観形成を誘導します。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>② 商業・業務地景観</p> <p>北本駅周辺商業地については、街路整備・駅前広場の充実等により<u>基盤整備</u>を進めるとともに、商業地としてのまちなみデザインの調和を図り、<u>北本市</u>の玄関口として「顔」となる魅力的な景観形成を誘導します。</p> <p><u>交通・交流拠点地区については、商業・文化・医療・福祉等各種機能の複合拠点にふさわしい景観形成の検討を行います。</u></p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における交通・交流拠点地区の位置付け見直しに伴い、同地区に関する記載を削除</p>
<p>③ 中山道沿道景観</p> <p>中山道（三軒茶屋通りから南大通りまで）の沿道については、中山道の歴史と文化を生かした景観に配慮したまちなみづくりを推進します。</p>	<p>③ 中山道沿道景観</p> <p>中山道（三軒茶屋通りから南大通りまで）の沿道については、中山道の歴史と文化を生かした景観に配慮したまちなみづくりを推進します。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>
<p>④ その他</p> <p>公共公益施設については、周辺環境と調和した施設デザイン・色彩等に配慮します。また、極力オープンスペースの設置や緑化を図るものとし、これらの維持管理については、地域住民等の協力・活用を図ります。</p> <p>更に、地区の実情にあった良好な景観形成を進めるため、市民の意識を深める啓発活動に努めます。</p>	<p>④ その他</p> <p>公共公益施設については、周辺環境と調和した施設デザイン・色彩等に配慮します。また、極力オープンスペースの設置や緑化を図るものとし、これらの維持管理については、地域住民等の協力・活用を図ります。</p> <p>更に、地区の実情にあった良好な景観形成を進めるため、市民の意識を深める啓発活動に努めます。</p>	-

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	4-6 環境共生の都市づくりの方針 北本市環境基本条例に基づき、「第三次北本市環境基本計画」(令和8年3月策定)を策定しており、望ましい環境像を、「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」としています。 市民アンケート調査(平成30年度)によれば、環境共生の都市づくりに関しては、ごみの減量やリサイクルの推進が特に求められています。 市民の意向を踏まえ、本市が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、「第三次北本市環境基本計画」(令和8年3月策定)に基づき、以下の方針を基に環境共生の都市づくりを進めます。		4-6 環境共生の都市づくりの方針 北本市環境基本条例に基づき、「第二次北本市環境基本計画」(平成29年3月策定)を策定しており、望ましい環境像を、「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」としています。 市民アンケート調査によれば、環境共生の都市づくりに関しては、ごみの減量やリサイクルの推進が特に求められています。 市民の意向を踏まえ、北本市が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、「第二次北本市環境基本計画」(平成29年3月策定)に基づき、以下の方針をもとに環境共生の都市づくりを進めます。	①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第三次環境基本計画の内容を反映 ③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更 ※表現の精査・見直し
58	<ul style="list-style-type: none"> ●本市に残された貴重な緑や生態系の保全に努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる調和のとれた循環型社会の構築に努めます。 ●快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、河川や水路の水質保全を図るために、下水道の整備を進めます。 ●河川や水路は、河川環境の保全や水路機能の確保のほか、豊かな自然環境と調和したレクリエーション空間としての位置づけを明確にします。 ●ごみの減量と循環型社会づくりに向けた取組を推進します。 ●地球温暖化対策として、省エネルギー機器・太陽光発電システムの導入促進やごみの減量化等に継続して取り組みます。 	53	<ul style="list-style-type: none"> ●北本市に残された貴重な緑や生態系の保全に努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる調和のとれた循環型社会の構築に努めます。 ●快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、河川や水路の水質保全を図るために、下水道の整備を進めます。 ●河川や水路は、河川環境の保全や水路機能の確保のほか、豊かな自然環境と調和したレクリエーション空間としての位置づけを明確にします。 ●ごみの減量と循環型社会づくりに向けた取組を推進します。 ●地球温暖化対策として、電気及び燃料使用量の削減やグリーン購入等に継続して取り組みます。 	※表現の精査・見直し ①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第5次北本市地球温暖化対策実行計画（区域施策・事務事業編）の策定を反映
	<p>(1) 環境への負荷の少ない都市づくりの基本方針</p> <p>「第三次北本市環境基本計画」で挙げられている3つの長期的な目標を、都市計画マスターplanとしても基本方針と位置づけます。</p>		<p>(1) 環境への負荷の少ない都市づくりの基本方針</p> <p>「第二次北本市環境基本計画」であげられている3つの長期的な目標を、都市計画マスターplanとしても基本方針と位置づけます。</p>	①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第三次環境基本計画の内容を反映 ※表現の精査・見直し
	<p>●長期的な目標1：自然共生社会の形成に向けて</p> <p>＜自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち＞</p> <p>自然環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神に安らぎを与える場、文化を培う場等として、効率や金銭等では計ることのできない貴重な財産です。私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任があります。</p>  <p>自然豊かな雑木林の保全</p>		<p>●長期的な目標1：自然共生社会の形成に向けて</p> <p>＜自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち＞</p> <p>自然環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神に安らぎを与える場、文化を培う場などとして、効率や金銭等では計ることのできない貴重な財産です。私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に守り伝える責任があります。</p>  <p>自然豊かな雑木林の保全</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え ※表現の精査・見直し

新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
<p>●長期的な目標2：循環型・<u>脱炭素社会の構築</u>に向けて <u><資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち></u> <u>気候変動・温暖化や生物多様性の喪失、環境汚染等の地球環境から地域の環境問題は、今日の経済性・利便性や快適さ、物質的な豊かさを追求する私たちの生活や事業活動、資源・エネルギーの大量消費・廃棄型の社会システムに起因しています。</u> <u>こうした社会システムをより環境への負荷の少ない仕組みに移行していくとともに、私たち一人ひとりが生活を楽しみながら、資源・エネルギーの有効利用や再生可能なものへと替えていく等、ライフスタイルを見直していく必要があります。また、こうした取組や行動を支える環境にやさしいまちづくりを進め、持続可能な社会を構築していくことが求められています。</u></p> <p>●長期的な目標3：協働社会の実現に向けて <u><一人ひとりが環境を意識し、環境の環（わ）をつくり 広げるまち></u> <u>私たち一人ひとりが、環境について学び・考え、日常の生活や事業活動を環境にやさしいものへと改善し、環境の保全と創造や環境負荷の低減に向けた行動を積極的に進めていくことが大切です。</u> <u>また、こうした取組を一層効果的なものにしていくためには、市民一人ひとりの環境について学び・知り・行動する機会（環境学習機会）の充実と行動の促進、市・市民・事業者・民間団体等各主体の相互理解と連携・協力、活動の環づくりが不可欠になっています。</u></p> <p>(2) 下水道整備の方針 <u>本市の公共下水道事業は、荒川左岸北部流域関連公共下水道として、昭和47年に都市計画決定したもので、引き続き市街化区域について事業を進めていきます。</u> <u>また、市街化調整区域については、現在、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿収集により対応しています。快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、河川や水路の水質向上等の環境の保全を図るために、し尿と雑排水を処理する合併処理浄化槽の設置促進に努めます。</u></p>	<p>●長期的な目標2：循環型・<u>低炭素社会の構築</u>に向けて <u><資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち></u> <u>環境問題は、経済性・利便性や快適さ、物質的な豊かさを追求する私たちの生活や事業活動を支える大量生産・大量消費型の社会システムに起因しています。</u> <u>こうした社会システムをより環境への負荷の少ないものへと改め、持続可能な社会を構築していくためには、私たちの生活様式（ライフスタイル）の見直しを図り、資源やエネルギーを大切に利用するなど環境にやさしいまちづくりを進めていくことが必要です。</u></p> <p>●長期的な目標3：協働社会の実現に向けて <u><一人ひとりが輝く、環境の環をつくり広げるまち></u> <u>わたしたち一人ひとりが、環境について学び・考え、日常の生活や事業活動を環境にやさしいものへと見直し、環境の保全と創造や環境負荷の低減に向けた行動を進めていくことが必要です。</u> <u>また、こうした取組を一層効果的なものにしていくためには、市民一人ひとりの環境について学び・知る機会（環境学習機会）の充実を図っていきとともに、市・市民・事業者・民間団体と各主体の相互理解と連携・協力が不可欠です。そして、こうした環境について学び・考え、環境を守り・育み・つくる市民・事業者・民間団体の活動の環（わ）を広げていくことが重要になっています。</u></p> <p>(2) 下水道整備の方針 <u>北本市の公共下水道事業は、荒川左岸北部流域関連公共下水道として、昭和47年に都市計画決定を定めたもので、引き続き市街化区域について事業を進めていきます。</u> <u>また、市街化調整区域については、現在、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿収集により対応しています。快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、河川や水路の水質向上等の環境の保全を図るために、し尿と雑排水を処理する合併処理浄化槽の設置促進に努めます。</u></p>	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第三次環境基本計画の内容を反映</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第三次環境基本計画の内容を反映</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
59	54	

新 本文	旧 本文	改定理由
頁	頁	
<p>(3) 河川・水路整備の方針</p> <p>本市の西部を流れる荒川については、河川整備、河川敷利用等について、国・県・市それぞれが連携しながら、豊かな自然環境と身近なレクリエーション空間として位置づけます。</p> <p>江川や赤堀川についても、河川環境の保全や改修整備が図られるよう働きかけます。</p> <p>勝林・梅沢雨水幹線や谷田用水路等については、水路機能の維持管理に努めるとともに、水路周辺の環境整備に取り組みます。</p>	<p>(3) 河川・水路整備の方針</p> <p>北本市の西部を流れる荒川については、河川整備、河川敷利用等について、国・県・市それぞれ連携しながら、豊かな自然環境と身近なレクリエーション空間としての位置づけを明確化します。</p> <p>江川や赤堀川についても、河川環境の保全や改修整備が図られるよう働きかけます。</p> <p>勝林・梅沢雨水幹線や谷田用水路等については、水路機能の維持管理に努めるとともに、水路周辺の環境整備に取り組みます。</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え ※表現の精査・見直し
<p>(4) ごみ処理対策の方針</p> <p>本市のごみ処理は、埼玉中部環境センターで行われていますが、稼働後 40 年以上経過していることから、新たなごみ処理施設の整備を推進していきます。</p> <p>ごみの減量と循環型社会づくりに向けて、すぐにごみとなるものをつくらない・求めない等、ごみを元から減らす(リデュース)、ごみになるものは断る(リフューズ)、繰り返し使う(リユース)、資源として再使用する(リサイクル)の 4R の取組を推進します。</p>	<p>(4) ごみ処理対策の方針</p> <p>北本市のごみ処理は、埼玉中部環境センターで処理されていますが、稼働後 30 年以上経過していることから、新たなごみ処理施設の整備方針について、あらゆる可能性を含め検討します。</p> <p>ごみの減量と循環型社会づくりに向けて、すぐにごみとなるものをつくらない・求めないなど、ごみをもとから減らす(リデュース)、ごみになるものは断る(リフューズ)、繰り返し使う(リユース)、資源として再使用する(リサイクル)の 4R の取組を推進します。</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒埼玉中部環境センターの稼働開始(1984)からの経過年数を更新 ⇒写真の差し替え ※表現の精査・見直し
<p>(5) 地球温暖化対策に関する取組方針</p> <p>本市では、令和4年1月に「北本市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和32年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする意向を示しています。</p> <p>現在、「第5次北本市地球温暖化対策実行計画(区域施策・事務事業編)(令和6年3月策定)」に基づき、省エネルギー機器・太陽光発電システムの導入促進やごみの減量化等を実施しており、継続して取り組むものとします。</p> <p>また、国・県による住宅用創エネルギー・省エネルギー設備に対する補助制度の活用を促進し、市内における地球温暖化対策を推進します。</p>	<p>(5) 地球温暖化対策に関する取組方針</p> <p>北本市では、「第4次北本市地球温暖化対策実行計画(平成31年3月策定)」に基づき、電気及び燃料使用量の削減やグリーン購入等を実施しており、継続して取り組むものとします。</p> <p>また、国・県による住宅用創エネルギー・省エネルギー設備に対する補助制度の活用を促進し、市内における地球温暖化対策を推進します。</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒「ゼロカーボンシティ宣言」に関する記載を追加 ①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第5次北本市地球温暖化対策実行計画(区域施策・事務事業編)の策定を反映

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	4-7 住宅整備の方針 <p><u>本市</u>は、大宮台地の北西端部に位置しており、強度と安定性のある関東ローム層からなる地盤や標高等、地理的条件に恵まれていることもあります、地震や洪水等の自然災害には比較的強いという優れた特徴を有しています。</p> <p><u>本市</u>では、この特徴を存分に生かし、災害に強く、安全・安心に暮らせる、質の高い住まいづくりを推進します。</p> <p>また、市民アンケート調査（平成30年度）によれば、住宅整備に関しては、生活道路や公園の整った利便性の高い住宅環境の形成と空き家や未利用宅地等の有効活用が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、<u>本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を基に住宅整備を誘導していきます。</p>		4-7 住宅整備の方針 <p><u>北本市</u>は、大宮台地の北西端部に位置しており、強度と安定性のある関東ローム層からなる地盤や標高等、地理的条件に恵まれていることもあります、地震や洪水等の自然災害には比較的強いという優れた特徴を有しています。</p> <p><u>北本市</u>では、この特徴を存分に生かし、災害に強く、安全・安心に暮らせる、質の高い住まいづくりを推進します。</p> <p>また、市民アンケート調査によれば、住宅整備に関しては、生活道路や公園の整った利便性の高い住宅環境の形成と空き家や未利用宅地等の有効活用が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、<u>北本市</u>が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針をもとに住宅整備を誘導していきます。</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒アンケートについて、R6年度調査結果も併用するため、各調査の実施年度が分かる記載に変更 ※表現の精査・見直し
61	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージやライフスタイルごとの住宅ニーズに応じた選択性の高い住まいづくりを目指します。 ●北本らしい「みどり」を生かした愛着のある住まいづくりを目指します。 ●誰もが安心して住み続けられる質の高い住まいづくりを目指します。 ●既存ストックを有効に活用した持続可能な住まいづくりを目指します。 	56	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージの住宅ニーズに応じた選択性の高い住まいづくりを目指します。 ●北本らしい「みどり」を生かした愛着のある住まいづくりを目指します。 ●誰もが安心して住み続けられる質の高い住まいづくりを目指します。 ●既存ストックを有効に活用した持続可能な住まいづくりを目指します。 	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒コロナ禍を経て加速した働き方・暮らし方の変化に関する記載を追加
	(1) ライフステージやライフスタイルごとの住宅ニーズに応じた選択性の高い住まいづくりの方針 <p>駅周辺の利便性の高い地域においては、中層住宅、住商併用住宅等の都市型住宅の誘導を図るとともに、多様な世帯形態に対応した住宅の整備・誘導を図ります。</p> <p>低層の戸建住宅地においては、近居・同居のための住宅の新築・改築が可能な宅地が供給できるよう、住宅事情に合わせた用途地域の見直しや、開発行為等に対する指導を行います。</p>		(1) ライフステージの住宅ニーズに応じた選択性の高い住まいづくりの方針 <p>駅周辺の利便性の高い地域においては、中層住宅、住商併用住宅等の都市型住宅の誘導を図るとともに、多様な世帯形態に対応した住宅の整備・誘導を図ります。</p> <p>低層の戸建て住宅地においては、近居・同居のための住宅の新築・改築が可能な宅地が供給できるよう、住宅事情に合わせた用途地域見直しや、開発行為等に対する指導を行います。</p>	③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒コロナ禍を経て加速した働き方・暮らし方の変化に関する記載を追加 ※表現の精査・見直し
	(2) 北本らしい「みどり」を生かした愛着のある住まいづくりの方針 <p>土地区画整理事業や良好な民間開発等によって計画的に住宅地整備が進められてきた地区については、地区計画制度等の活用によって、良好な住環境を保全していきます。また、居住者自らが生け垣や庭木等によって身近な緑を創出することで、緑あふれる住宅地を形成していきます。</p> <p>市街化調整区域の既存集落や住宅地については、道路、広場等の整備によって集落環境の向上に努め、自然環境と調和した潤いある環境を維持します。</p>		(2) 北本らしい「みどり」を生かした愛着のある住まいづくりの方針 <p>土地区画整理事業や良好な民間開発等によって計画的に住宅地整備が進められてきた地区については、地区計画制度等の活用によって、良好な住環境を保全していきます。また、居住者自らが生け垣や庭木等によって身近な緑を創出することで、緑あふれる住宅地を形成していきます。</p> <p>市街化調整区域の既存集落や住宅地については、道路、広場等の整備によって集落環境の向上に努め、自然環境と調和した潤いある環境を維持します。</p>	-

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>(3) 誰もが安心して住み続けられる質の高い住まいづくりの方針</p> <p>安心して住み続けられる地域づくりのために、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、公共交通の利便性の高い地域での住宅供給を促進します。また、<u>都市の居住環境の向上等のための機能を備えた施設の誘導と地域公共交通との連携を通して、高齢者をはじめとした市民の居住安定を支える住まいづくりを進めます。</u></p> <p>木造家屋が密集する市街地や老朽化した木造住宅が連なる地域では、新たな防火規制区域の指定<u>等</u>、市街地の防災機能の向上について検討します。</p> <p>地球環境にやさしい住まいづくりを促進するために、省エネ住宅の認定等の啓発活動に努めます。</p> <p>また、子育て世帯の人たちが安心して出産や育児、教育<u>等</u>に取り組めるよう、不足している産科医療施設の<u>支援</u>、身近な買い物施設の充実、教育関連施設の適正配置<u>等</u>、子育てのしやすい住環境づくりを促進します。</p>		<p>(3) 誰もが安心して住み続けられる質の高い住まいづくりの方針</p> <p>安心して住み続けられる地域づくりのために、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、公共交通の利便性の高い地域での住宅供給を促進します。<u>また、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者の居住安定を支える住まいづくりを進めます。</u></p> <p>木造家屋が密集する市街地や老朽化した木造住宅が連なる地域では、新たな防火規制区域の指定<u>など</u>、市街地の防災機能の向上について検討します。</p> <p>地球環境にやさしい住まいづくりを促進するために、省エネ住宅の認定等の啓発活動に努めます。</p> <p>また、子育て世帯の人たちが安心して出産や育児、教育<u>など</u>に取り組めるよう、不足している産科医療施設の<u>誘導</u>、身近な買い物施設の充実、教育関連施設の適正配置<u>など</u>、子育てのしやすい住環境づくりを促進します。</p>	<p>②市の関連施策との整合性確保 ⇒高齢者に向けた施策の展開状況を反映</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画における表現に合わせて変更 ※表現の精査・見直し</p>
62	<p>(4) 既存ストックを有効に活用した持続可能な住まいづくりの方針</p> <p>市内は、主に低層の戸建住宅地が形成されていますが、住宅地や住宅の中には、空き家や空き地<u>等</u>が目立つことから、「<u>第二次北本市空家等対策計画</u>」(令和7年1月策定)に基づき、総合的かつ計画的な対策を推進します。また、空き家を未然に防ぐため、民間事業者等と連携し、中古住宅の流通・活用促進を図ります。</p> <p>市営住宅については、「<u>北本市公共施設マネジメント実施計画〈個別施設計画編〉(令和8年3月策定)</u>」に基づき、適正な維持管理に努めます。</p>	57	<p>(4) 既存ストックを有効に活用した持続可能な住まいづくりの方針</p> <p>市内は、主に低層の戸建住宅地が形成されていますが、住宅地や住宅の中には、空き家や空き地<u>などが</u>目立つことから、「<u>北本市空家等対策計画</u>」(平成30年10月策定)に基づき、総合的かつ計画的な対策を推進します。また、空き家を未然に防ぐため、民間事業者等と連携し、中古住宅の流通・活用促進を図ります。</p> <p>市営住宅については、「<u>北本市公営住宅長寿命化計画</u>」(平成24年2月策定)に基づき、適正な維持管理に努めます。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第二次空家等対策計画の策定を反映 ⇒公共施設マネジメント実施計画の策定予定を反映</p>

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>4-8 インターチェンジ周辺<u>地域</u>の整備方針</p> <p>(削除)</p> <p>平成27年度の<u>圏央道埼玉区間の全線開通</u>を地域の発展、活性化の好機と捉え、特に「桶川加納インターチェンジ周辺<u>地域</u>」は圏央道と国道17号との結節点、「桶川北本インターチェンジ周辺<u>地域</u>」は圏央道と上尾道路との結節点という交通の要衝であり、新たな産業立地の需要は飛躍的に高まっています。</p> <p>一方、圏央道沿線には、市民にとって貴重な財産となっている豊かな自然環境、田園環境が広がっており、新たな開発とあわせてこの豊かな田園環境とも調和した計画的なまちづくりが必要となっています。</p> <p>市民アンケート調査(平成30年度)によれば、圏央道周辺<u>地域</u>の整備に関しては、商業施設等の沿道サービス施設の誘導が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、本市が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針を基にインターチェンジ周辺<u>地域</u>の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●桶川加納インターチェンジ周辺<u>地域</u>、桶川北本インターチェンジ周辺<u>地域</u>については、<u>地域</u>の特性を生かした計画的なまちづくりを実施していきます。 ●計画の実現にあたっては、民間活力を積極的に導入し、計画に即したまちづくりに寄与するよう、進出企業と協議を行います。 		<p>4-8 インターチェンジ周辺<u>地区</u>の整備方針</p> <p>圏央道埼玉区間が平成27年度に全線開通しました。</p> <p>この<u>圏央道の開通</u>を地域の発展、活性化の好機と捉え、特に「桶川加納インターチェンジ周辺<u>地区</u>」は圏央道と国道17号との結節点、「桶川北本インターチェンジ周辺<u>地区</u>」は圏央道と上尾道路との結節点という交通の要衝であり、新たな産業立地の需要は飛躍的に高まっています。</p> <p>一方、圏央道沿線には、市民にとって貴重な財産となっている豊かな自然環境、田園環境が広がっており、新たな開発とあわせてこの豊かな田園環境とも調和した計画的なまちづくりが必要となっています。</p> <p>市民アンケート調査によれば、圏央道周辺<u>地区</u>の整備に関しては、商業施設等の沿道サービス施設の誘導が特に求められています。</p> <p>市民の意向を踏まえ、北本市が「緑にかこまれた健康な文化都市～快適なくらしと活力あるまち 北本～」となるために、以下の方針をもとにインターチェンジ周辺<u>地区</u>の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●桶川加納インターチェンジ周辺<u>地区</u>、桶川北本インターチェンジ周辺<u>地区</u>については、<u>地区</u>の特性を生かした計画的なまちづくりを実施していきます。 ●計画の実現にあたっては、民間活力を積極的に導入し、計画に即したまちづくりに寄与するよう、進出企業と協議を行います。 	※表現の精査・見直し
63	<p>(1) インターチェンジ周辺<u>地域</u>等のまちづくりの基本方針</p> <p>埼玉県の「<u>埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針</u>」に則り、計画に基づく土地利用・計画開発方式を基本に土地利用を誘導します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域での新たな産業基盤づくりは「市街化区域編入」を基本として、適切な開発の誘導に努めます。 ●地域の特性に応じて、<u>地区計画制度等を活用した</u>秩序ある産業基盤づくりを進めます。 ●農村地域においては、<u>集団的な優良農地や長期にわたり農用地として維持すべき土地を産業誘導地区に含めないことを原則とし、地域農業と産業基盤づくりとの健全な調和を図ります。</u> <p>さらに、「北本市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針」に則り、乱開発を抑制し、計画的な土地利用の実現を目指します。</p> <p>既存集落や住宅地については、道路、広場等の整備により集落環境の向上に努め、自然環境と調和した潤いのある環境を維持していきます。</p>	58	<p>(1) インターチェンジ周辺<u>地区</u>等のまちづくりの基本方針</p> <p>埼玉県の「<u>第3次田園都市産業ゾーン基本方針(H29-R3)</u>」に則り、計画に基づく土地利用・計画開発方式を基本に土地利用を誘導します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域での新たな産業基盤づくりは、「市街化区域編入」を基本として、適切な開発の誘導に努めます。 ●地域の特性に応じ<u>地区計画等</u>により秩序ある産業基盤づくりを進めます。 ●農村地域において、<u>新たな産業地整備を図る場合には、地域の農業との調和に努めます。</u> 	<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒「<u>埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針</u>」に基づき、記載内容を変更</p>
	 <p>桶川北本インターチェンジ周辺</p> <p>写真：国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所より提供</p>		 <p>桶川北本インターチェンジ周辺 (平成24年7月撮影)</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
	<p>また、安全・安心なまちづくりを図るため、道路機能として地区内に集中発生する交通の円滑な処理だけでなく、避難路、救援活動空間、延焼遮断帯としての防災機能も有するものとし、計画的かつ面的に整備を図ります。</p> <p>未利用農地が多く見られる地域では、地域に必要な都市施設の整備について検討します。</p>		<p>また、安全・安心なまちづくりを図るため、道路機能として地区内に集中発生する交通の円滑な処理だけでなく、避難路、救援活動空間、延焼遮断帯としての防災機能も有するものとし、計画的かつ面的に整備を図ります。</p> <p>未利用農地が多く見られる地域では、地域に必要な都市施設の整備について検討します。</p>	-
64	<p>(2) 桶川加納インターチェンジ周辺<u>地域</u>の整備方針</p> <p>① 土地利用方針</p> <p>桶川加納インターチェンジ周辺<u>地域</u>は、<u>本市</u>の発展や地域活性化に向け、先導的役割を担う<u>地域</u>であり、周辺の田園環境と調和した地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設を誘導します。</p> <p>国道 17 号沿道には、<u>地域</u>のにぎわいと活気をもたらす沿道サービス施設の立地や地域住民の買い回りに対応できる店舗等の立地を誘導します。</p> <p>近年、中丸 9 丁目地区には大規模工場が、中丸 8 丁目地区には商業施設が進出し、地域の活性化に資するまちづくりが進められており、今後も、地元意向を尊重しながら<u>地域</u>のまちづくりを推進します。</p> <p>② 道路整備方針</p> <p>圏央道を有効に活用し、産業振興等その整備効果を地域に還元するためには、圏央道へのアクセス能力の向上を視野に<u>入れた</u>道路網の構築が必要です。</p> <p>桶川加納インターチェンジ周辺の道路はインターチェンジからの発生交通を国道 17 号へ誘導していることから、インターチェンジ周辺<u>地域</u>への産業誘致については、国道 17 号との接続性の向上に配慮した整備が必要です。</p> <p>したがって、本地区の骨格を形成する市道 118・130 号線（グリコふれあい通り）を軸として、国道 17 号や圏央道への利便性・安全性・快適性の高い整備を図ります。</p>	59	<p>(2) 桶川加納インターチェンジ周辺<u>地区</u>の整備方針</p> <p>① 土地利用方針</p> <p>桶川加納インターチェンジ周辺<u>地区</u>は、<u>北本市</u>の発展や地域活性化に向け、先導的役割を担う<u>地区</u>であり、周辺の田園環境と調和した<u>地区</u>の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設を誘導します。</p> <p>国道 17 号沿道には、<u>地区</u>のにぎわいと活気をもたらす沿道サービス施設の立地や地域住民の買い回りに対応できる店舗等の立地を誘導します。</p> <p>近年、中丸 9 丁目地区には大規模工場が、中丸 8 丁目地区には商業施設が進出し、地域の活性化に資するまちづくりが進められており、今後も、地元意向を尊重しながら<u>地区</u>のまちづくりを推進します。</p> <p>② 道路整備方針</p> <p>圏央道を有効に活用し、産業振興等その整備効果を地域に還元するためには、圏央道へのアクセス能力の向上を視野に<u>おいた</u>道路網の構築が必要です。</p> <p>桶川加納インターチェンジにおける国、県の周辺道路整備は、インターチェンジからの発生交通を国道 17 号へ誘導する計画となっており、インターチェンジ周辺<u>地区</u>への産業誘致については、国道 17 号との接続性の向上に配慮した整備が必要です。</p> <p>したがって、本地区の骨格を形成する市道 118・130 号線（グリコふれあい通り）を軸として、国道 17 号や圏央道への利便性・安全性・快適性の高い整備を図ります。</p>	<p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p> <p>※表現の精査・見直し</p> <p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒写真の差し替え</p>

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
65	<p>(3) 桶川北本インターチェンジ周辺<u>地域</u>の整備方針</p> <p>① 土地利用方針</p> <p>桶川北本インターチェンジ周辺<u>地域</u>には、北里大学メディカルセンターや医療研究所が配置されていることを考慮し、豊かな田園環境と調和した研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設の誘致を図ります。</p> <p>また、開発・整備にあたっては、<u>緑</u>の保全・創出を図るとともに、環境と共生したまちづくりを行い、地域環境の保全・向上が図れるように努めます。</p> <p>② 道路整備方針</p> <p>桶川北本インターチェンジからの発生交通は、主に上尾道路により<u>本市</u>に流入することから、桶川北本インターチェンジ周辺<u>地域</u>への産業誘致については、上尾道路との接続性の向上に配慮した整備を行います。</p>  <p>北里大学メディカルセンター</p>	60	<p>(3) 桶川北本インターチェンジ周辺<u>地区</u>の整備方針</p> <p>① 土地利用方針</p> <p>桶川北本インターチェンジ周辺<u>地区</u>には、北里大学メディカルセンターや医療研究所が配置されていることを考慮し、豊かな田園環境と調和した研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設の誘致を図ります。</p> <p>また、開発・整備にあたっては、<u>みどり</u>の保全・創出を図るとともに、環境と共生したまちづくりを行い、地域環境の保全・向上が図れるように努めます。</p> <p>② 道路整備方針</p> <p>桶川北本インターチェンジからの発生交通は、主に上尾道路により<u>北本市</u>に流入することから、桶川北本インターチェンジ周辺<u>地区</u>への産業誘致については、上尾道路との接続性の向上に配慮した整備を行います。</p>  <p>北里大学メディカルセンター</p>	※表現の精査・見直し